「特定有害廃棄物等」 (バーゼル法の規制対象貨物) の 輸出に関する手引き

2016年12月

経済産業省

環境省

目次

Ι.	バーゼル法の制度・規制対象物	• 1
Π.	事前相談	. 4
ш.	輸出に関する手続きの概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. [
IV.	外為法の輸出承認	
	参考 4-1 輸出承認申請書 (様式及び記入例) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	参考 4-2 輸出承認申請理由書 (様式及び記入例) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	参考 4-3 運搬手段及び経路を記載した貨物のフロー図	16
	参考 4-4 別紙様式(通告書)に示す書類(様式及び記入例) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	参考 4-5 通告書作成のための説明書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	参考 4-6 特別有効期間設定依頼書(記入例)	30
	参考 4-7 有価性にかかる確認書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
V.	通告内容の変更に係る手続き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	参考 5-1 通告内容の変更連絡 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
VI.	輸出移動書類の交付申請及びその携帯と処分完了の通知 ・・・・・・・・	38
	参考 6-1 輸出移動書類交付申請書(様式及び記入例) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
	参考 6-2 輸出移動書類作成のための説明書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
	参考 6-3 一覧様式	4
VII.	その他各種手続き	48
	参考 7-1 輸出移動書類にかかる届出書(様式及び記入例) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
	参考 7-2 輸出移動書類の汚損/紛失に関する届出書(様式) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	参考 7-3 輸出移動書類の再交付に関する申請書(様式) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
	参考 7-4 輸出移動書類の回復に関する届出書(様式) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
WII.	お問い合わせ先 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
♦.	手続関連法規	60
⊚ ৴`	ドーゼル法該当貨物の輸出承認申請手続き等について<台湾編> ······	7(

I. バーゼル法の制度・規制対象物

はじめに

有害物質を含む循環資源の輸出入に関するルールとして、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」(バーゼル条約)と、その国内法である「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」(バーゼル法)があります。特定有害廃棄物等の輸出入を行う者は、これらの関係法令を遵守しなければなりません。1970年代、欧米諸国を中心として先進国由来の廃棄物が開発途上国に放置されて環境汚染が生じるという問題がしばしば発生しました。このような問題に対処するため、国連環境計画(UNEP)と経済協力開発機構(OECD)において国際的な枠組みが検討され、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」(バーゼル条約;1992年)と「回収作業が行われる廃棄物の越境移動の規制に関する0ECD 理事会決定」(0ECD 理事会決定;1992年)が採択されました。バーゼル条約とOECD理事会決定を履行するため、我が国は、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」(バーゼル法)と「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)を整備し、これら2法と「外国為替及び外国貿易法」(外為法)に基づいて、廃棄物等の輸出入を規制しています。

国内法制度

バーゼル法に規定する再生資源などの「特定有害廃棄物等」を輸出入する場合には、当該貨物 を輸出入する者は、関税法の手続きに加え、以下の手続きが必要です。

- ・「外国為替及び外国貿易法」(外為法) に基づく経済産業大臣の輸出入の承認取得
- ・上記承認に際しての環境大臣の確認手続等(相手国への事前通知を含む)
- ・輸出入者、運搬者、処分者による移動書類の携帯
- ・不適正処理が行われた場合の回収・適正処分を命ずる措置命令 等

本手引きでは、特定有害廃棄物等の輸出手続きについて、概要を「Ⅲ.輸出手続きの概要」で、 手続きの各段階での具体的な必要書類等を「IV.外為法の輸出承認」以降で説明します。特定有 害廃棄物等の輸出をお考えの方は、本手引の内容を十分に御理解の上、バーゼル法と外為法に基 づき適正な輸出を行ってください。

バーゼル法の規制対象物

バーゼル法は、規制対象である特定有害廃棄物等について、次のように定めています。

- ① 条約附属書Ⅳに掲げる処分作業(最終処分又はリサイクル等作業)を行うために輸出入される物(図1参照)であって次のいずれかに該当するもの。
 - 〇条約附属書 I 特定の排出経路から排出された廃棄物または有害物質を含む廃棄物に掲げ

るものであって、条約附属書Ⅲに掲げる有害な特性のいずれかを有するもの*¹ ○条約附属書Ⅱに掲げる物(家庭系廃棄物)

- ② バーゼル条約第11 条に規定する2国間、多数国間又は地域的な協定又は取決めに基づきその輸出、輸入、運搬(これに伴う保管を含む)及び処分について規制を行うことが必要な物であって政令で定めるもの*2
- ③ 他の締約国の国内法令により有害であるとされている廃棄物 (バーゼル条約事務局に通報されたもの)
 - *1:平成10 年11 月6 日環・厚・通告示第1 号「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条 第一項第一号イに規定する物」
 - *2: 平成13 年環境省令第41 号「経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要な物を定める省令」

ただし、船舶の航行に伴い生ずる廃棄物、放射性物質及びこれによって汚染された物は除かれます。

特定有害廃棄物等に該当する例としては、使用済み鉛蓄電池、有害金属を含有している汚泥、 医療廃棄物等が挙げられます(再生資源として有価で販売される場合を含む。)。なお、バーゼル 条約と OECD 理事会決定では規制対象物が異なります。OECD 加盟国との間で資源回収目的の輸出 入を行う場合は、OECD 理事会決定が適用され、それ以外のバーゼル条約締約国との間で輸出入を 行う場合は、バーゼル条約が適用されます。

条約附属書IV(最終処分目的、リサイクル目的)に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物 ■最終処分作業 ■リサイクル作業 D1 地中又は地上への投棄 D7 海洋投入 R1 燃料、エネルギー回収 R8 触媒の再生 R2 溶剤の回収、再生 D8 生物学的処理 D2 土壌処理 R9 廃油の精製再生 D3 地中深部への注入 R3 有機物の再生、回収 R10 土壌改良 D9 物理化学的処理 D10 陸上焼却 R11 R1-R10の残滓利用 D4 表面貯留 R4 金属の再生、回収 D5 特別に設計された D11 洋上焼却 R5 無機物の再生、回収 R12 R1-R11用の交換 処分場における埋立 D12 永久保管 R6 酸、塩基の再生 R13 R1-R12用の集積 D6 海域以外の水域へ投入 R7 汚染除去のために 使用した成分の回収

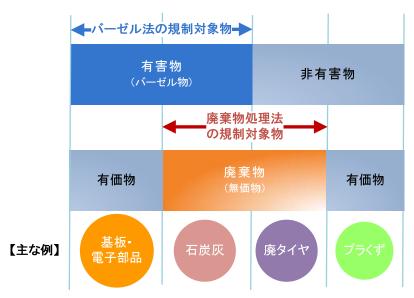
図1 バーゼル法の規制対象物(特定有害廃棄物等)の考え方

※詳細は下記参照

- ・バーゼル条約(和文) http://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/conv_j.pdf
- OECD 理事会決定(仮訳) http://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/oecd_j.pdf
- ・「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一号イに規定する物」(平成 10 年 11 月 6 日 環・厚・通告一) http://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/kokuji s.pdf

なお、国内で廃棄物とされるものについて輸出入を行う場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する 法律」(廃棄物処理法)の規制が適用されます。貨物によっては、バーゼル法・廃棄物処理法の両 方が適用となる場合もありますので、ご注意ください(図2参照)。

※廃棄物処理法については、環境省までお問い合わせください。



注:基板・電子部品・石炭灰については、その有害性により バーゼル法上の有害物に該当するか判断します。

図2 バーゼル法と廃棄物処理法の規制対象の考え方

Ⅱ. 規制対象物該非判断に係る事前相談

事前相談制度

経済産業省と環境省では、輸出入しようと考えている貨物が、

- [1] バーゼル法に規定する特定有害廃棄物等に該当するか否か
- [2] 廃棄物処理法に規定する廃棄物に該当するか否か

について、事前相談を受け付けています(経済産業省については、[1]のみ)。<u>事前相談制度は行政サービスの一環であり、強制するものではありません</u>が、上記の[1][2]について不明な点がある場合は、本制度をご活用ください。

利用方法

事前相談を受けることを希望する場合は、事前相談書に必要事項を記載のうえ、その他の資料とともに事前相談窓口へ送付してください。(WE. お問い合わせ先」参照)



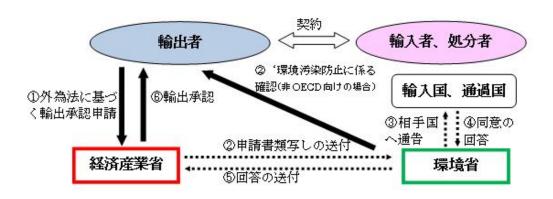
利用時の留意点

この事前相談は、送付された書類に記載されている内容について、バーゼル法の規制対象に該当するか否か、及び廃棄物処理法の規制対象に該当するか否かについての助言を行うものですが、輸出入を行う際の関連法規遵守の義務を緩和するものではありません。また、現実に輸出入される貨物そのものについて、<u>廃棄物処理法、バーゼル法等関係法規の適合を証明するものでもあり</u>ません。予めご承知おきください。

Ⅲ. 輸出に関する手続きの概要

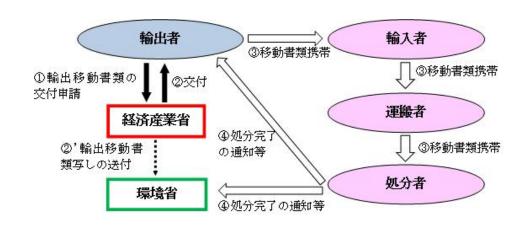
外為法の輸出承認

- ・ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)で規制される貨物(特定有害廃棄物等)を輸出する者は、「外国為替及び外国貿易法」(外為法)に基づく経済産業大臣の輸出承認を受けなければなりません。輸出承認を受けるためには、外為法の輸出承認基準に適合(相手国(輸入国・通過国)からの書面による同意を含む)する必要があります。
- ・ 承認に係る手続きの流れは下図のとおりです。輸出承認申請(①) 内容に基づき、環境省が バーゼル法に基づき相手国に対して移動計画の通告を行い相手国の書面による同意を求めます (③)。環境省は、同意回答を受領(④)の後、それを経済産業省に送付し(⑤)、経済産業省 は輸出承認(⑥)を行います。



輸出移動書類交付申請及びその携帯、処分完了の通知

- バーゼル条約は、規制対象物の移動に当たり、移動書類を伴うことを義務付けています。輸出者は、バーゼル法に基づき貨物を実際に輸出しようとするときは、輸出承認を受けた後、輸出移動書類の交付を申請し、経済産業大臣より輸出移動書類の交付を受ける必要があります(①、②)。また、当該移動書類は輸出先国の当該貨物の処分が行われる施設まで携帯されなければなりません(③)。
- ・ 交付された輸出移動書類の写しは、バーゼル法に基づき環境大臣に送付されます(②')。
- ・ 移動回数が複数回にわたるものとして輸出承認を受けた場合、輸出承認後に交付される輸出 移動書類は第1回目の移動に関するものであり、第2回目以降の移動の際には、移動ごとに交 付申請を行い、輸出移動書類の交付を受けなければなりません。
- ・ 輸出者は、輸入国内で特定有害廃棄物等が輸出移動書類の記載内容に従って環境の保全上適 正な方法で処分されるよう努めなければなりません。輸入者が処分者に対し、輸出者及び我が 国環境省に特定有害廃棄物等の受領及び処分完了の報告を送付(④)するよう促してください。



Ⅳ. 外為法の輸出承認

バーゼル法が規制する貨物(特定有害廃棄物等)を輸出する者は、バーゼル法第4条第1項の規定に従い、外為法第48条第3項の規定による経済産業大臣の輸出承認を受けなければなりません。また、当該輸出承認の前に、環境省が相手国(輸入国及び通過国)に申請内容に基づき輸出に係る移動計画の事前通告を行い、相手国が当該貨物の輸入に係る同意を書面により示し、同書面を環境省が受領することが必要です。

申請に必要な書類、輸出承認の基準等は以下のとおりです。

なお、OECD 非加盟国向け又はOECD 加盟国向けであってOECD 省令に該当しない場合は、輸出に際しバーゼル法第4条第3項に基づく環境大臣の確認を得る必要がありますので、輸出者は、個別に環境省に御相談ください。

輸出承認の申請

輸出承認の申請に必要な書類は以下のとおりです。

- (1) 輸出承認申請書(別表第1の2)[2通](10ページ;参考4-1の様式及び記入例参照。)
- (2) 輸出承認申請の際の添付書類

OECD 加盟国向けであって、OECD 省令に掲げるものの輸出の場合と OECD の非加盟国(以下「OECD 非加盟国」という。)向け又は OECD 加盟国向けであって OECD 省令に該当しないものの輸出の場合において提出書類が異なる。

① 共通事項

- イ 輸出承認申請理由書 1 通 (申請理由書様式によるもの) (14 ページ;参考 4-2 の様式及び記入 例参照。)
- ロ 申請者が法人である場合は登記簿の謄本、個人である場合は住民票の写し 1通(ただし、輸 出承認の申請実績が無い場合又は前回申請時までに提出した当該書類に記載された事項に変更が 生じた場合に限る。)
- ハ 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し(英語あるいは日本語または輸出国で理解可能な言語で記載されていること。日本語で書かれている場合には英語訳もしくは相手国で理解可能な言語の訳文を添付すること。) 1通
- 二 特定有害廃棄物等の運搬の手段及び経路(輸出入地点)の詳細を記載した貨物のフロー図 1 通 (16 ページ:参考 4-3 参照。)
- ホ 適用品目が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物に該当する場合は同法第10条第1項(同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく環境大臣の輸出の確認書(同法第10条第2項(同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。)に規定する者が輸出しようとする場合を除く。)の写し 1通
- へ 適用品目に係る輸出移動書類(申請書) 2通
 - ※輸出承認を受けた後、実際に貨物を輸出する前に交付申請を行うもの(38ページ;第VI章へ)。
- ト 別紙様式(通告書)に示す書類 1通(17~29ページ;参考4-4の様式及び参考4-5の説明書を参照。)
- チ その他の必要と認められる書類 各1通

例えば、以下の書類が必要となる場合があります (これ以外の書類が必要となることもあります のでご協力ください。)。

- イ 特別有効期間設定依頼書(30ページ:参考4-6参照。)
- ロ 貨物に係る情報(概要、カラー写真、成分分析表等)

- ※使用済み鉛バッテリーのリサイクル目的での輸出のように、明らかに特定有害廃棄物等である場合は成分分析表の提出は不要です。原則として、構成成分(有用物及び有害物)の含有量等が分かるものをお願いします。
- ハ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者の氏名又は名称、住所又は所在地、連絡責任者氏名、電話、 FAX番号、E-mail アドレスが確認できる名刺等の写し
- 二 市況の変動により取引価格が逆有償になる場合は取引を見合わせる旨等の確認書 ※市況の変動により取引価格が逆有償になる可能性がある取引の場合(31 ページ;参考4-7 の記入 例参照)
- ② OECD 加盟国向けの場合(OECD 省令に掲げる物に限る。)

申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の契約書、又は当該特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間の契約に相当する取決めの書類(当該契約等には、輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。)1通

- ③ OECD 非加盟国向け又は OECD 加盟国向けであって OECD 省令に該当しない物の場合
 - イ 申請の理由に関する次の書類 各1通
 - i 輸出される特定有害廃棄物等を環境上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力 及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しないとの理由で申請を行う場合 には、申請者がそのように判断した根拠を示した書類
 - ii 輸出される特定有害廃棄物等が輸入国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合には、処分者が輸入国において当該特定有害廃棄物等を再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要としている旨の宣言書
 - ロ 申請者、運搬者及び処分者が輸出、運搬又は処分を確実に実施するに足る経理的基礎及び技術 的能力を有することを証する次の書類(申請日の前年度のもの)各1通
 - i 申請者にあっては資金調達方法、貸借対照表、損益計算書、再輸入又は代替措置を実施する際の経費に関する見積もり等を示す書類
 - ii 運搬者又は処分者にあっては、資本金、売上高等に関する書類
 - ハ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われること を明記した契約書又はその契約を証するに足る書類の原本及びその写し 各 1 通
 - 二 輸入国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、 供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合には、当該措置を講じたことを証 明する書類の原本及びその写し 各1通
 - ホ 特定有害廃棄物等の排出に関する次の書類 1通 排出事業場の名称、所在地、排出施設及び排出工程
 - へ 特定有害廃棄物等の処分(特定有害廃棄物等の処分に伴って生じる残滓の処分を含む。) に関する次の書類 各1通
 - i 処分のための施設の種類、設置場所、処分能力、処分方式、処分工程図、年間処理計画、過去の実績
 - ii 処分のための施設の構造の平面図、立面図、断面図及び設計計算書(最終処分場にあっては、周辺の地形、地質、地下水の状況を示す書類)
 - iii 処分者又は処分のための施設に対する公的な許可等の書類がある場合は当該 書類
 - iv 特別な取扱いの指示
 - ト 輸入国における特定有害廃棄物等の処分(特定有害廃棄物等の処分に伴って生ずる残滓の処分 を含む。)に関する規制及び環境保全対策に関する次の書類 各1通
 - i 輸入国における環境関連規制の遵守の状況

- ii 大気汚染防止対策(排ガスの処理方法、排ガスの量及び性状)、水質汚濁防止対策(排水の 処理方法、排水の量及び性状、放流の方法、放流先の水質の状況)等の環境保全対策
- iii その他の環境保全上の対策であって、環境保全上適正な方法で処分されると処分者(処分に 伴って生じたものの処分者を含む。)が評価している根拠となる情報
- チ 適用品目についての輸出承認の申請をしようとする者の署名のある次の書類 各1通
 - i 有害物質の含有の程度及び有害特性の内容を示す書類
 - ii 条約付属書Ⅰ及びⅡの該当するY番号、条約付属書Ⅲの該当するH番号、告示における該当 箇所及び国際連合分類区分

輸出承認の基準

輸出承認の申請は、以下の基準に該当する場合に限り承認されます。

(1) OECD 加盟国向け輸出の場合

特定有害廃棄物等(OECD 省令に掲げる物に限る。)の OECD 加盟国向けの輸出承認は、当該申請が上記輸出承認の申請に従って行われたものであることを確認し、当該適用品目の輸出が次の①から③までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの(上記輸出承認の申請(3)の①共通事項ホに該当するもの)については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

① 特定有害廃棄物等の輸出について輸入国及び OECD 加盟国である通過国からの書面による同意を得ていること。

ただし、OECD 省令第2号に掲げる物の輸出に関しては、輸入国が我が国に対して行う通告の受領通知の発給の時点から起算して30日以内に輸入国及びOECD 加盟国である通過国の権限のある当局からの回答が無いことをもって同意がなされたものとみなす。

- ② 当該特定有害廃棄物等の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸入者及び処分者の間の書面による契約、又は特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間に契約に相当する取決めが存在すること。(当該契約等には、輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。)
- ③ その他経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規則に関する理事会 決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。
- (2) OECD 非加盟国向け又は OECD 加盟国向けであって OECD 省令に該当しない特定有害廃棄物等の輸出の 場合

特定有害廃棄物等の OECD 非加盟国向け又は OECD 加盟国向けであって OECD 省令に該当しないものの輸出の承認は、当該申請が上記輸出承認の申請に従って行われたものであることを確認し、当該適用品目の輸出が次の①から⑨までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの(上記輸出承認の申請(3)の①共通事項ホに該当するもの)については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

- ① 次のいずれかに該当すること。
 - イ 輸出される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法により処分するための技術 上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しない場合。
 - ロ 輸出される特定有害廃棄物等が輸入国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合。

- ② 条約の非締約国への輸出でないこと。
- ③ 南緯60度以南の地域における処分のための輸出でないこと。
- ④ 輸入国が輸入を禁止している特定有害廃棄物等の輸出でないこと。
- ⑤ 輸出について輸入国及び条約の締約国である通過国から書面による同意を得ていること。 ただし、条約の締約国である通過国からの同意に関しては、当該通過国が同意を義務付けない場合において当該通過国が通告を受領した日から60日以内に我が国が当該通過国の回答を受領しないときにはこの限りでない。
- ⑥ 輸出される特定有害廃棄物等について環境保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した 輸出者と処分者との間の契約の存在につき我が国が輸入国から確認を得ていること。
- ⑦ 輸入国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入又は運搬について保険、供託金若しくはその他の保証を義務付けている場合には必要な措置を講じていること。輸入国又は条約の締約国である通過国が当該保証を義務付けない場合にあっては、申請者が特定有害廃棄物等の再輸入又は代替措置を確実に実施する経理的能力を有していること。
- ⑧ 環境大臣から環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した旨の通知を受けていること。
- ⑨ その他条約の的確かつ円滑な実施のために必要な事項を満たしていること。

なお、上記輸出承認の申請に従って申請を行った場合であっても、日本(環境省)から相手国当局に輸出に係る事前通告を送付した後、相手国当局から環境省宛に、輸入又は通過の同意に必要だとして、各国の法令に照らして追加の資料提出や通告内容の修正等が求められる場合があります。この場合には、環境省又は経済産業省から相手国当局が求める対応の内容について輸出者に連絡されますので、必要な追加書類を環境省又は経済産業省に提出する又は輸出者の責任において相手国の要求に対応するようお願いします。

また、環境省から輸入国等から事前通告を送付しても、相手国当局の判断等により輸入等の同意回答が送付されない場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

輸出承認の条件

輸出承認の申請が承認される場合は、次の条件が付されます。(輸出承認証の条件欄に記載されます。)

- (1) 本輸出承認証により輸出される貨物を運搬する者が、別途経済産業大臣が交付する「輸出移動書類」 を携帯し、かつ同書類に記載された内容に従って運搬するよう措置すること。
- (2)経済産業大臣が求める場合であって、本輸出承認証により輸出された貨物の処理が終了した場合には、それを証する書類を添付して、経済産業大臣に報告すること。
- (3) 本輸出承認証に係る貨物の輸出に関し、変更の必要が生じた場合は、経済産業大臣に届け出てその指示に従うこと。

輸出承認申請に必要な書類の様式と記入例

(参考 4-1)輸出承認申請書 (様式及び記入例)

1						
	根拠法規	輸出	貿易管理規	則第1	条第1項第	52号
	主務官庁	経	済	産	業	省

				Ξ	E務官厅	É i	斉	産	莱 省
	輸	出承認	申請	書					
経済産業大臣又は	税関長殿		※承 認	番	号				
申 請 者			※有 效	期	限				
記名押印 又は署名			申詞	清年月 日	1				
次の輸出の承認を輸出貿									
取引の明細									
(1) 買 主 名			所						
(2) 荷 受 人			所						
(3) 仕 向 地			由 地						
(4) 商品内容明細									
商品名	型及び等級	輸出貿易管理令 別表第2	単位	数	量		価		額
in nn 41	主人〇寸松	貨物番号	+ 12	300	4	単	価	総	***
				計				計	
			(ただ)	し、数量	■及び総額が	Š	_%增加	加するこ	とがある。)
W.3.40 T.L.T.3.40									
※承認又は不承認 この輸出承認申請は、	外国為替及び外国 輸出貿易管理令第	貿易法第67条第	1項	, 7	担字に トル		承 承	認-#8	する。 しない。
この制口承認申請は、	輸出貿易管理令第	2 采弗 1 根弗 1 万 8 条第 2 項	(及び弟 写	رمح (規止により			部 を付して	承認する。
条件									
		ž	圣済産業大臣	又は税限	月長の記名排	即			
			日 付_						
			資格						
			_						
			BP-111H1						

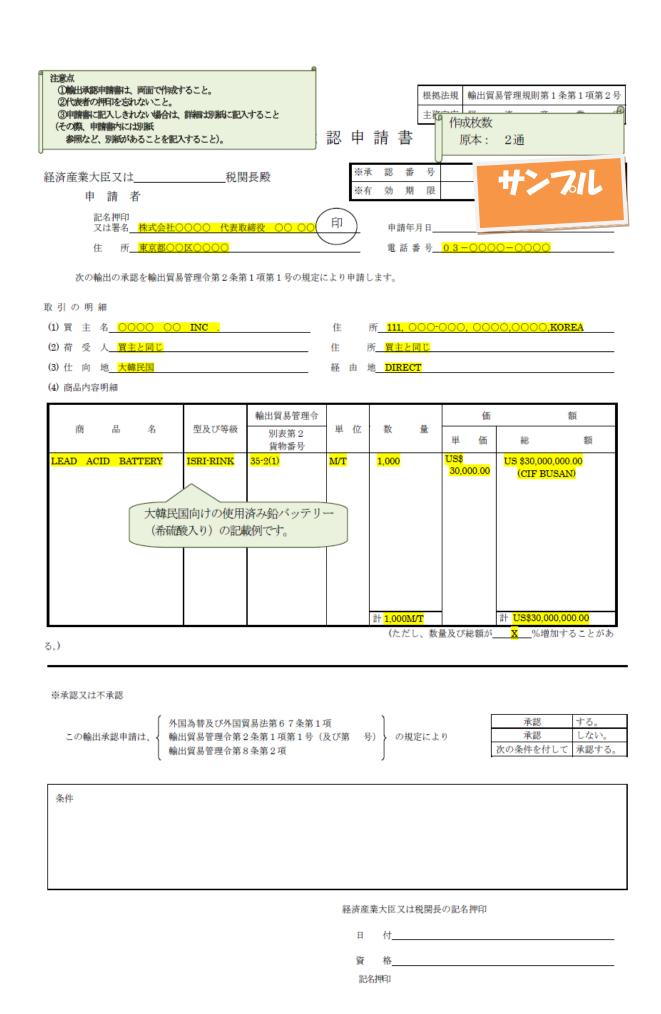
(裏 面)

※通 関

税関申告番号	商	En .	名	船	積	数	量	送	状	金	額	積	出	港	通	関	月	日	税関記名押印

- 注 (1) ※印の欄は、記入しないで下さい。

 - (2) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。
 (3) 用紙の大きさは、A列4番とします。
 (4) この申請書は、輸出貿易管理令第2条第1項第2号に該当する場合には、使用できません。



※诵 関

税関申告番号	商	品	名	船	積	数	量	送	状	金	額	積	出	港	通	関	月	H	税関記名押印

- 注 (1) ※印の欄は、記入しないで下さい。 (2) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。

 - (3) 用紙の大きさは、A列4番とします。 (4) この申請書は、輸出貿易管理令第2条第1項第2号に該当する場合には、使用できません。

(参考 4-2)輸出承認申請理由書(様式及び記入例)

年 月 日

経済産業大臣 あて

申請者(氏名又は名称) 印 (住 所) 担当者(所属部署名) (氏 名) (電話番号)

輸出承認申請理由書

当該貨物は、下記の通り輸出貿易管理令別表第2の35の2の項に掲げる貨物に該当するので申請します。

記

- 1. 仕向地
- 2. バーゼル条約締約国又は OECD 加盟国
- 3. 買主名及びその住所
- 4. 最終需要者名及びその住所
- 5. 輸出貨物の概要
 - ① 貨物名(商品名、型及び等級)
 - ② 数量及び価格
- 6. 最終需要者の用途
- 7. 輸出の理由及び経緯

(注) 用紙の大きさは、A列4番とします。

(別紙参考様式)

注意点

①代表者の押印を忘れないこと。

②申請書に記入しきれない場合は、詳細は別紙に記入すること(その際、申請書内 には別紙参照など、別紙があることを記入すること)。

平成<mark>〇〇</mark>年<mark>〇月</mark>〇〇日



申請者 株式会社 〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

印

住所: 東京都〇〇区〇〇〇〇

担当者 貿易管理部

取締役 〇〇 〇〇

電話番号: 03-000-000

輸出承認申請理由書

当該貨物は、下記の通り輸出貿易管理令別表第2の35の2の項に掲げる貨物に該当するので申請します。

記

1. 仕向地

大韓民国

2. バーゼル条約締約国又は OECD 加盟国

OECD 加盟国

3. 買主名及びその住所

0000 00 Inc.

111, 000-000, 0000,000,KOREA

4. 最終需要者名及びその住所

 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc Inc.

111, 000-000, 0000,000,KOREA

- 5. 輸出貨物の概要
 - ① 貨物名(商品名、型及び等級)

Lead Acid Battery (ISRI-RINK)

② 数量及び価格

1,000 MT US\$ 30,000,000.00 (US\$ 30,000.00/MT)

6. 最終需要者の用途

鉛の回収

7. 輸出の理由及び経緯

輸入国において鉛の需要が高く、買い主から依頼があり使用済鉛バッテ リーをリサイクル目的で輸出するもの。

使用済鉛バッテリーの希硫酸は環境に影響のないよう、輸出国最終処分場で浄化処理されることを確認している。

(注) 用紙の大きさは、A列4番とします。

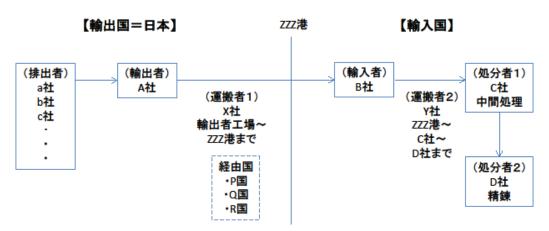
(参考 4-3) 運搬手段及び経路を記載した貨物のフロー図

【特定有害廃棄物等の運搬に関する書類】

- イ 梱包の形態及び数量 :
- ロ 運搬の手段及び経路(輸出入地点)の詳細 : 貨物のフロー図参照
- ハ 特別な取扱いの指示:



貨物のフロ一図



【注意事項】

- > 当該申請の関係者を遺漏無く記載する。
- 全ての項目において、通告書類の記載内容と必ず一致させる。
- ▶ 排出者が多数の場合は、「a社等」としてもよい。
- ▶ 同じ区間で起用する可能性のある運搬者が複数の場合は、それぞれ記載する。

(別紙様式)

Notification document for transboundary movements/shipments of waste

1. Exporter - notifier Registration No:		3. Notification No:	
Name:		Notification concerning	
Address:		A.(i) Individual shipment:	(ii) Multiple shipments:
		B.(i) Disposal (1):	(ii) Recovery:
Contact person:		C. Pre-consented recov	ery facility (2;3) Yes No
Tel: Fax:		4. Total intended number	
E-mail:		5. Total intended quantity	Tonnes (Mg):m ³ : (4):
2. Importer - consignee Registration No:		6. Intended period of time	
Name:		Start date	Last date:
Address:		7. Packaging type(s) (5):	East date.
1 144.000		Special handling requiren	ments (6): Yes:
Contact person:		11. Disposal / recovery or	
Tel: Fax:		D-code / R-code (5):	
E-mail:		Technology employed (6):	
8. Intended carrier(s) Registration No:			
Name (7):		Reason for export (1;6):	
Address:			
Contact person:		12. Designation and comp	oosition of the waste <i>(6)</i> :
Tel: Fax:			
E-mail:			
Means of transport (5): 9. Waste generator(s) - producer(s) (7) Real	gistration No:	-	
Name:	gistiation ivo.		
Address:			
7 (44) 035.		13. Physical characteristi	cs (5)
Contact person:		To the following	30 (0).
Tel: Fax:		14. Waste identification (/	fill in relevant codes. *required to state)
E-mail:		(i) Basel Annex VIII (or IX if	
Site of generation (6)		(ii) OECD code (if different	
Process of generation (6)		(iii) EC list of wastes:	
	ery facility (2):	(iv) National code in country	
Registration No:		(v) National code in country	of import:
Name:		(vi) Other (specify):	
Address:		(vii) Y-code*:	
Contact parson:		(viii) H-code* <i>(5):</i> (ix) UN class <i>(5):</i>	
Contact person: Tel: Fax:		(x) UN Number:	
E-mail:		(xi) UN Shipping name:	
Actual site of disposal/recovery (other than a	bove):	(xii) Customs code(s) (HS)*	*:
15. (a) Countries/States concerned, (b) No			
entry (border crossing or port)		'	
State of export - dispatch	State(s) of trans	sit (entry and exit) (6)	State of import - destination
(a)JAPAN			
(b)MINISTRY OF THE ENVIRONMENT			
(c)			
16.Customs offices of entry and/or exit an	ıd/or export (European	Community):	
Entry:	Exit:		Export:
17. Exporter's - notifier's / generator's - pr	oducer's (1) declaratio	n:	
I certify that the information is complete and co	orrect to my best knowled	lge. I also certify that legally e	nforceable written contractual obligations
have been	as ar other financial aus	vrantas is ar shall be in force	acycring the
entered into and that any applicable insurantransboundary movement.	te or other illiancial gua	nantee is or shall be in force	18. Number of
Exporter's - notifier's name:	Date:	Signature:	annexes attached
Zaportor o motinor o munior	Dato.	(Printed name)	()
Generator's - producer's name:	Date:	Signature:	
producer 3 harrie.	Date.	(Printed name)	()
FOR USE BY COME	TENT AUTUODITIES	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
FOR USE BY COMPE	TENT AUTHORITIES(C	optionally, other forms are a	iiso acceptable)

19. Acknowledgement from the relevant competent authority of countries of import - destination / transit (1):	20. Written consent (1;8) to the movement provided by the competent authority of (country):
Country:	Consent given on:
Notification received on:	Consent valid from: until:
Acknowledgement sent on:	Specific conditions: No: If Yes, see block 21 (6):
Name of competent authority:	Name of competent authority:
Stamp and/or signature:	Stamp and/or signature:
21. Specific conditions on consenting to the movement documer	nt or reasons for objecting

(1) Required by the Basel Convention
(2) In the case of an R12/R13 or D13-D15 operation, also attach corresponding information on subsequent
R12/R13 or D13-D15 facilities and on the subsequent R1-R11 or D1-D12 facilit(y)ies when required
(3) To be completed for movements within the OECD area and only if B(ii) applies
(4) Attach detailed list if multiple shipments
(5) See list of abbreviations and codes on the next page
(6) Attach details if necessary
(7) Attach list if more than one
(8) If required by national legislation

List of abbreviations and codes used in the notification document

DISPOSAL OPERATIONS (block 11)

- D1 Deposit into or onto land, (e.g., landfill, etc.)
- D2 Land treatment, (e.g., biodegradation of liquid or sludgy discards in soils, etc.)
- D3 Deep injection, (e.g., injection of pumpable discards into wells, salt domes or naturally occurring repositories, etc.)
- D4 Surface impoundment, (e.g., placement of liquid or sludge discards into pits, ponds or lagoons, etc.)
- D5 Specially engineered landfill, (e.g., placement into lined discrete cells which are capped and isolated from one another and the environment, etc.)
- D6 Release into a water body except seas/oceans
- D7 Release into seas/oceans including sea-bed insertion
- D8 Biological treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list
- D9 Physico-chemical treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list (e.g., evaporation, drying, calcination, neutralization, precipitation, etc.)
- D10 Incineration on land
- D11 Incineration at sea
- D12 Permanent storage, (e.g., emplacement of containers in a mine, etc.)
- D13 Blending or mixing prior to submission to any of the operations in this list
- D14 Repackaging prior to submission to any of the operations in this list
- D15 Storage pending any of the operations in this list

RECOVERY OPERATIONS (block 11)

- R1 Use as a fuel (other than in direct incineration) or other means to generate energy (Basel/OECD) Use principally as a fuel or other means to generate energy (EU)
- R2 Solvent reclamation/regeneration
- R3 Recycling/reclamation of organic substances which are not used as solvents
- R4 Recycling/reclamation of metals and metal compounds
- R5 Recycling/reclamation of other inorganic materials
- R6 Regeneration of acids or bases
- R7 Recovery of components used for pollution abatement
- R8 Recovery of components from catalysts
- R9 Used oil re-refining or other reuses of previously used oil
- R10 Land treatment resulting in benefit to agriculture or ecological improvement
- R11 Uses of residual materials obtained from any of the operations numbered R1-R10
- R12 Exchange of wastes for submission to any of the operations numbered R1-R11
- R13 Accumulation of material intended for any operation in this list.

PACKAGING TYPES (block 7)	H-CODE	AND UN	CLASS (block 14)
1. Drum			
Wooden barrel	UN Class	H-code	Characteristics
3. Jerrican			
4. Box	1	H1	Explosive
5. Bag	3	H3	Flammable liquids
Composite packaging	4.1	H4.1	Flammable solids
7. Pressure receptacle	4.2	H4.2	Substances or wastes liable to spontaneous combustion
8. Bulk	4.3	H4.3	Substances or wastes which, in contact with water, emit flammable
9. Other (specify)			gases
MEANS OF TRANSPORT (block	5.1	H5.1	Oxidizing
8)	5.2	H5.2	Organic peroxides
R = Road	6.1	H6.1	Poisonous (acute)
T = Train/rail	6.2	H6.2	Infectious substances
S = Sea	8	H8	Corrosives
A = Air	9	H10	Liberation of toxic gases in contact with air or water
W = Inland waterways	9	H11	Toxic (delayed or chronic)
PHYSICAL CHARACTERISTICS	9	H12	Ecotoxic
(block 13)	9	H13	Capable, by any means, after disposal of yielding another material,
Powdery/powder			e. g., leachate, which possesses any of the characteristics listed
2. Solid			above
3. Viscous/paste			
4. Sludgy			
5. Liquid			
6. Gaseous			
7. Other (specify)			
	wasto idontific	ation (bloc	k 14) i.e. on Rasel Δημένες VIII and IX codes. OECD codes and

Further information, in particular related to waste identification (block 14), i.e. on Basel Annexes VIII and IX codes, OECD codes and Y-codes, can be found in a Guidance/Instruction Manual available from the OECD and the Secretariat of the Basel Convention.

参考(和訳版)(別紙様式)

特定有害廃棄物等の越境移動のための通告書

1. 輸出者		3. 通告番号:							
氏名又は名称:		通告内容							
住所又は所在地:		A(i)1回の移動: □ (ii)複数回の移動: □							
連絡責任者氏名:		B(i)処分(1): □ (ii)回収: □							
電話番号: ファックス番号	号:	C. 事前承認が与えられている回収施設(2;3)							
電子メールアドレス:		あり □ なし □							
2. 輸入者		4. 予定総移動回数:							
氏名又は名称:		5. 予定総移動量(4):							
住所又は所在地:		トン(メガグラム):							
連絡責任者氏名:		立方メートル:							
電話番号: ファックス番号	号:	6. 予定運搬期間(4):							
電子メールアドレス:		移動開始日: 移動完了日:							
8. 予定されている全ての運搬者		7.全てのこん包の形態 <i>(5)</i> :							
氏名又は名称 <i>(7)</i> :		特別な取扱の指示 <i>(6)</i> あり: 口 なし:							
住所又は所在地:									
連絡責任者氏名:		11. 全ての処分又は回収作業(2)							
電話番号: ファックス番号	号:	分類記号 D/分類記号 R(5):							
電子メールアドレス:		適用技術(6):							
運搬手段(5):		輸出の理由(1;6):							
		12. 廃棄物の名称及び組成(6):							
9. 全ての発生者(ア)		13. 物理的特性(5):							
氏名又は名称:		14. 廃棄物の同定							
住所又は所在地:		(関連する分類記号欄に記入すること。*印は必							
連絡責任者氏名:		須項目)							
電話番号: ファックス番号	号:	(i)バーゼル条約附属書Ⅷ (又は該当する場合							
電子メールアドレス:		IX) *:							
発生場所 <i>(6)</i> :		(ii)OECD 分類記号((i)に該当しない場合)*:							
発生過程 <i>(6)</i> :		(iii)EC 廃棄物一覧:							
10. 処分施設 (2): 🗆 又は回収	施設(2): □	(iv)輸出国の法規による分類記号:							
施設名:		(v)輸入国の法規による分類記号:							
住所又は所在地:		(vi)その他 (明細を記述すること):							
連絡責任者氏名:		(vii)Y 番号*:							
電話番号: ファックス番号	号:	(viii)H 番号*(5):							
電子メールアドレス:		(ix)国際連合分類区分(5):							
実際の処分又は回収の場所(上記)	内容と異なる場合):	(x)国際連合番号:							
		(xi)国際連合品名:							
		(xii)輸出統計品目番号 (HS コード) *:							
15. (a)関係国 、(b)該当する場合は	は権限のある当局の名詞	称及びコード番号、(c)特定の出入国地点(国境検							
問所又は港)(1)									
輸出国	通過国(出入国)(6)) 輸入国-最終仕向地							
(a)日本									
(b)環境省									
(c)									
16. 入国及び/又は出国及び/又	は輸出に関わる税関	(欧州共同体):							
入国:	出国:	輸出:							

17	輸出者	及で窓	出老	(1)1.7	トス	由生	

上記の情報は私の知る限りにおいて完全かつ正確であることを証明します。また、法的効力のある書面による契約義務条項が締結されていること、並びに、越境移動に対して適用される保険又は金銭的保証が現に有効であること及び将来発効することを証明します。

輸出者名: 日付:

署名:

署名者の氏名 (ローマ字表記):

発生者名: 日付:

署名:

署名者の氏名 (ローマ字表記):

18. 添付資料の数

権限のある当局使用欄

(以下欄の使用は任意。レターでの回答でも可)

19. 輸入国/通過国 (1) の権限のある関連当局による

受領確認:

玉 :

通告受領日:

受領確認送付日:

権限のある当局の名称:

押印及び/又は署名:

署名者の氏名 (ローマ字表記):

20. 移動に対し権限のある当局(国)が回答した書面による同意 (1;8):

同意日:

同意発効日: 失効日:

特定条件:なし:□

ありの場合第 21 欄を参照 (6):□

権限のある当局の名称: 押印及び/又は署名:

署名者の氏名(ローマ字表記):

21. 同意に付された特定条件又は拒否の理由

- (1) OECD 非加盟国向け輸出の際の必要事項。
- (2) R12/R13 又は D13-D15 のいずれかの作業の場合、R12/R13 又は D13-D15 のいずれかの作業を行う施設に続く施設、及び R1-R11 又は D1-D12 の作業を行う 1 つ又は 2 つ以上の施設に続く施設に関する情報を添付すること。
- (3) OECD 域内の移動及び第3欄のB(ii)に該当する場合のみ、記入すること。
- (4) 複数回の移動の場合、詳細を添付すること。
- (5) 次ページの略語及び分類記号一覧を参照のこと。
- (6) 必要な場合、詳細を添付のこと。
- (7) 複数業者の場合、一覧を添付のこと。
- (8) 関係国の法令により必要とされている場合。

通告書で使用する略語及び分類記号一覧

処分作業(第11欄)

- D1 地中又は地上への投棄(例えば、埋立て)
- D2 土壌処理(例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解)
- D3 地中の深部への注入 (例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入)
- D4 表面貯留(例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること)
- D5 特別に設計された処分場における埋立て(例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋め立てること)
- D6 海洋を除く水域への放出
- D7 海洋への放出(海底下への挿入を含む)
- D8 この一覧において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの
- D9 この一覧において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物 又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの(例えば、 蒸発、乾燥、煆焼、中和、沈殿)
- D10 陸上における焼却
- D11 海洋における焼却
- D12 永久保管 (例えば、容器に入れ鉱坑において保管すること)
- D13 この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つ調合又は混合
- D14 この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つこん包
- D15 この一覧に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

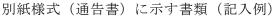
回収作業(第11欄)

- R1 燃料としての利用(直接焼却を除く。)又はエネルギーを得るための他の手段としての利用(バーゼル条約及び OECD 決定) -主として燃料としての利用又はエネルギーを得るための他の手段としての利用(EU)
- R2 溶剤の回収利用又は再生
- R3 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用
- R4 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
- R5 その他の無機物の再生利用又は回収利用
- R6 酸又は塩基の再生
- R7 汚染の除去のために使用した成分の回収
- R8 触媒からの成分の回収
- R9 使用済みの油の精製又はその他の再利用
- R10 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理
- R11 R1 から R10 までに掲げる作業から得られた残滓の利用
- R12 R1から R11までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換
- R13 この一覧に掲げるいずれかの作業のための物の集積

こん包の形態(第7欄)	H 番号及び国際連合分類区分(第 14 欄)				
 ドラム缶 木樽 ジェリー缶 	国際連合 分類区分	H 番号	特性		
4. 箱	1	H1	爆発性		
5. 袋	3	H3	引火性の液体		
5. 表6. 混合こん包7. 圧縮容器8. ばら積み	4.1	H4.1	可燃性の固体		
	4.2	H4.2	自然発火しやすい物質又は廃棄物		
	4.3	H4.3	水と作用して引火性のガスを発生する物質		

9. その他(明細を記入すること)			又は廃棄物
			前ページからの続き
	5.1	H5.1	酸化性
運搬手段(第8欄)	5.2	H5.2	有機過酸化物
	6.1	H6.1	毒性(急性)
R=道路	6.2	H6.2	病毒をうつしやすい物質
T=鉄道	8	Н8	腐食性
S=海路	9	H10	空気又は水と作用することによる毒性ガス
A=空路			の発生
W=内水航路	9	H11	毒性(遅発性又は慢性)
	9	H12	生態毒性
物理的特性(第 13 欄)	9	H13	処分の後、何らかの方法により、上記に掲げ る特性を有する他の物(例えば、浸出液)を
1 WID 7 HW			生成することが可能な物
1. 粉状又は粉 2. 固形物			土灰することが可能な物
3. 高粘着性又は糊状			
4. 泥状			
5. 液状			
6. ガス状			
7. その他 (明細を記入すること)			

詳細に関して、特に廃棄物の同定(第 14 欄)に関連するバーゼル条約附属書 WI 及び IX の分類記号、OECD 決定の分類記号及び Y 番号については、OECD 及びバーゼル条約



サンプル

(別紙様式)

Notification document for transboundary movements/shipments of waste

Exporter - notifier Registration No:		3. Notification No:				
Name: XXXX CO.,LTD		Notification concerning				
Address: X-X-X XXXX,XX-KU,TOKYO,JAPAN		A.(i) Individual shipment: (ii) Multiple shipments: B.(i) Disposal (1): (ii) Recovery :				
Contact person: XXXXXX		C. Pre-consented reco	[1, 1, 2, 2, 3, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,			
- Large (1.7) - 1.1 4 (1.1 1.2 1.2 1.2 1.2 1.2 1.2 1.2 1.2 1.2	+81-3-XXXX-XXXX	4. Total intended numbe	CONTRACTOR OF THE PROPERTY OF			
E-mail: XXXXX@XXXXX		5. Total intended quantit	y Tonnes (Mg):m³: (4): 1000			
2. Importer - consignee Registration No:		6. Intended period of time for shipment(s) (4):				
Name: XXXX INC.		Start date 1/11/2015 Last date: 31/10/2016				
Address: 111,XXX-XXX,XXXX,XXXX,KOREA		7. Packaging type(s) (5): Special handling requirements (6): Yes: No:				
Contact person: XXXXXX		11. Disposal / recovery operation(s) (2)				
	+82-2-XXX-XXXX	D-code / R-code (5): R4				
E-mail: XXXX@XXXX 8. Intended carrier(s) Registration No:		lechnology employed (6):	PRODUCTING LEAD INGOT BY SMELTING			
Name (7):		Reason for export (1;6):				
Address: SEE ATTACHED LIST	NOV	FOR RECOVERY RECYCLING				
AZERSON CONTRACTOR AND CONTRACTOR	NO.X					
Contact person:		12. Designation and con	nposition of the waste (6):			
Tel: Fa E-mail:	X.	LEAD ACID BATTE	ERY(ISRI-RINK)			
Means of transport (5):						
9. Waste generator(s) - producer(s) (7) F	Registration No:	1				
Name:						
Address: SAME AS BLOCK 1		12 Dhysical sharestoria	ing /Fh			
Contact person:		13. Physical characteris	ucs (5). 2			
Tel: Fa	x.	14. Waste identification	(fill in relevant codes. *required to state)			
E-mail:		(i) Basel Annex VIII (or IX	if applicable)*: A1160			
Site of generation (6)		(ii) OECD code (if different from (i)): *				
Process of generation (6)	();; (0)	(iii) EC list of wastes:	Library Controls (C.			
10. Disposal facility (2): or re Registration No:	covery facility (2):	(iv) National code in country of export: (v) National code in country of import:				
Name:		(vi) Other (specify):	y of import.			
Address:		(vii) Y-code*: Y31.Y34				
SAME AS BLOCK 2		(viii) H-code* (5): H6.1,F	111			
Contact person:		(In) or diaso (b).				
Tel: Fa E-mail:	X.	(x) UN Number: (xi) UN Shipping name:				
Actual site of disposal/recovery (other than	above):	(xii) Customs code(s) (HS)*: XXXXXXXX			
			pecific points of exit or entry (border crossing or port)			
State of export - dispatch	State(s) of transit (entry a	and the state of t				
(a)JAPAN	DIRECT	KOREA				
(b)MINISTRY OF THE ENVIRONMENT (c) TOKYO		ENVIRONMENTAL MANAGEMENT DIVISION BUSAN				
16.Customs offices of entry and/or exit	and/or export (Furopean Community):	9	DOGAN			
Entry:	Exit:		Export:			
17. Exporter's - notifier's / generator's -	producer's (1) declaration:		M-10-11-10-11-10-11-11-11-11-11-11-11-11-			
I certify that the information is complete and o						
entered into and that any applicable insura	가 있는데 그렇지 않는데 가장 하는데 보고 있다. 그리고 하는데 무슨데 없는데 없는데 없는데 그렇게 되었다.	. [12] [12] [12] [12] [12] [12] [12] [12]				
Exporter's - notifier's name: XXXX CO., LTD.	Date: 01.09.	Signature: .15 (Printed name)	annexes attached			
Generator's - producer's name:	Date:	Signature:	2			
XXXX CO.,LTD	01.09.		(XXXXXXXX)			
FOR II	ISE BY COMPETENT AUTHORITIES(Or	ationally other forms are	also accontable)			
			NO 200 00 200 00 00 00 00 00 00 00 00 00 0			
19. Acknowledgement from the relevant			to the movement provided by the			
countries of import - destination / transi Country:	(1).	competent authority of (country): Consent given on:				
Notification received on:		Consent valid from:	until:			
Acknowledgement sent on:		Specific conditions: No: If Yes, see block 21 (6):				
Name of competent authority:		Name of competent author				
Stamp and/or signature:		Stamp and/or signature:	(X)			
21. Specific conditions on consenting to	the movement document or reasons	for objecting				
(1) Required by the Basel Convention		(5) See li	st of ahhreviations and codes on the next name			

⁽¹⁾ Required by the Basel Convention
(2) In the case of an R12/R13 or D13-D15 operation, also attach corresponding information on any subsequent R12/R13 or D13-D15 facilities and on the subsequent R1-R11 or D1-D12 facilit(y)ies when required
(3) To be completed for movements within the OECD area and only if B(ii) applies
(4) Attach detailed list if multiple shipments

⁽⁵⁾ See list of abbreviations and code (6) Attach details if necessary (7) Attach list if more than one (8) If required by national legislation

(参考 4-5)通告書作成のための説明書

<記入上の注意点>

記入は、英語で、ブロック体の大文字を用いて記入すること。代表者氏名には大文字の署名 を添えること。

日付は6桁の表記を用いること。例えば、2015年9月1日は01.09.15(日、月、年)と表すこと。

付属書類を添付して追加的な情報を提供する必要がある場合は、該当する欄に添付資料の参照番号を記入すること(例えば、「SEE ATTACHED SHEET No.1」)。添付書類は通し番号 (No.) を付すこと。また、該当する欄番号を引用すること(例えば、添付書類に「BLOCK 1」と記入)。

第1欄~第18欄は、輸出者が記入すること(第3欄の通告番号を除く)。可能な場合は、特定有害廃棄物等の発生者が第17欄にも署名すること。

欄中の脚注番号(1)~(8)については、欄外の脚注を参照すること。

<記載要領>

第1欄及び第2欄:輸出者及び輸入者について、氏名又は名称、住所又は所在地(国名を含む)、連絡責任者の氏名、電話番号、ファックス番号(国番号を含む)及び電子メールアドレスを記入すること。これら情報は、特定有害廃棄物等の移動中に、必要に応じて、容易に連絡が取れるようにするため記載を求めるものである。

第3欄:次のいずれかを表示するために、該当する枠内にチェックを入れること。なお、通告番号は、経済産業省において記入するので空欄にしておくこと。

- (A) (i)通告が1回の移動を対象としているか、又は(ii)複数回の移動を対象としているか(包括的通告)。
- (B) 運搬する特定有害廃棄物等が (i)処分を目的としているか (OECD 加盟国向けの場合は対象外)、又は (ii)回収を目的としているか。
- (C) 運搬する特定有害廃棄物等の目的地が、OECD 理事会決定(※)における「黄級規制手続」のケース 2 に従い、黄級規制手続が適用される特定の特定有害廃棄物等を受け入れるために、事前の同意が与えられている施設(Pre-consented recovery facility)であるかどうか(輸入国により与えられる承認であり、該当するかどうかは輸入者に確認する)。

※環境省ホームページを参照: http://www.env.go.jp/recycle/yugai/index2.html

第4欄、第5欄及び第6欄:1回又は複数回の移動について、第4欄に予定移動回数を記入すること。第5欄には特定有害廃棄物等の重量をトン(1メガグラム(Mg)又は1,000kg)、あるいは体積を立方メートル(1,000 リットル)で表記すること。キログラムやリットルのような他のメートル法の単位での表記も可能であるが、これらを用いる場合は、書類上の単位を削除の上、使用する計量単位を表記すること。

複数回の移動の場合、総運搬量は第5欄で申告した量を超過してはならない。第6欄には、予定される移動の開始日及び完了日(複数回の移動の場合は最後の移動の完了日)を記入すること。予定移動期間は1年を超えることができない。なお、バーゼル条約では、判明している場合には、第5欄及び第6欄又は添付資料に個々の運搬の予定期間を記入する必要がある。

輸入国の権限のある当局が同意書を交付した場合において、同意書に記載された有効期限 又は第 20 欄で記載された有効期間と第6 欄で示された予定期間が異なる時は、権限のある 当局の決定は第6 欄の情報に優先する。

第7欄:こん包の形態は「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に記載された分類記号を用いて表示すること。特別の取扱の指示とは、特定有害廃棄物等の発生者が従業員に対して取扱いの指示をする必要があるような健康や安全に関する情報である。そうした指示のある場合は、「Yes」を選択し、別紙に情報を記入し、添付すること。

第8欄:特定有害廃棄物等の運搬者について、氏名又は名称、住所又は所在地(国名を含む)、連絡責任者の氏名、電話番号、ファックス番号(国番号を含む)及び電子メールアドレスを記入すること。複数の運搬者が関わる場合は、それぞれの運搬者について必要な情報を網羅した一覧を添付すること。運搬手段については、「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に記載された略語を用いて表示すること。

第9欄:特定有害廃棄物等の発生者についての情報を記入すること。輸出者が特定有害廃棄物等の発生者である時は、「SAME AS BLOCK 1」(第1欄に同じ)と記入すること。複数の発生者が存在する場合は、「SEE ATTACHED LIST No.X (添付 X を参照)」等と書き、それぞれの発生者について必要な情報を網羅した一覧を添付すること。発生者が不明の場合は、当該特定有害廃棄物等を所有又は管理する者(輸出者等)の氏名又は名称を記入すること。また、特定有害廃棄物等が発生された過程及び発生された場所についての情報も記入すること。

第 10 欄:特定有害廃棄物等の行き先に関する情報として、該当する施設の種類(処分施設か回収施設か)を選択する。処分者又は回収者が輸入者でもある場合、ここに「SAME AS BLOCK 2」(第 2 欄に同じ)と記入すること。処分又は回収作業が(「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に記載されている作業の定義に従い)R12、R13 又は D13-D15 である場合、それに続く作業を行う可能性がある場合は、それについても同様の情報を別紙に記入し添付すること。また、処分又は回収の場所が施設の所在地と異なる場合は、実際の場所に

ついての情報を記入すること。

- 第 11 欄:「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に記載されている分類記号 R 又は分類記号 D を用いて回収又は処分作業の種類を表示する。処分又は回収作業が R12、R13 又は D13-D15 である場合、それに続く作業についても、最初の作業と同様の情報を別紙に記入し添付すること。適用した技術及び理由についても記入すること(輸出承認申請理由書に記載する理由と同じ内容とすること)。ただし、OECD 加盟国向けの輸出の場合は、輸出の理由は記載不要とする。
- 第 12 欄:輸出する特定有害廃棄物等の一般的に知られている名称 (使用済み鉛蓄電池の場合はスクラップ・リサイクル業協会 (ISRI) が定める鉛蓄電池のコードも併記)、及び主な組成物の名称について記入すること (関係国の国内法規で当該特定有害廃棄物等がもたらす特性や有害な成分の性質及び濃度が求められる場合があることに留意が必要)。必要な場合は別紙を添付し詳細情報を記入する。
- **第 13 欄**:通常の温度及び気圧の下での特定有害廃棄物等の物理的な特性を「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に記載されている分類記号を用いて表示すること。
- **第 14 欄**:廃棄物を識別する分類記号を、該当する規制体系((i)、(ii)) 及びその他の認められている分類体系((iii)~(xii)) に従い記入すること。*付きの(i)、(viii)、(viii) 及び(xii) は必須記入項目。
- (i): バーゼル条約及び OECD 理事会決定の規制対象となる特定有害廃棄物等は、バーゼル条約附属書VII(A表)(※)の分類記号を用いること (OECD 理事会決定附属書4第1部を参照(※))。
- (ii): OECD 加盟国向け輸出であって、(i)に該当しない場合、OECD 理事会決定附属書3 及び4の第2部(※)に掲げる特定有害廃棄物等について、同理事会決定の分類記号を記入 すること。
- (iii): 欧州共同体の廃棄物一覧に掲げる分類記号(EU 向け輸出の場合のみ)
- (iv):「輸出国で使用される国内識別記号」は記入不要。
- (v):「輸入国で使用される国内識別記号」を把握している場合は記入すること。
- (vi): その他、廃棄物の識別を容易にする他の分類記号又は詳細情報をここに追加する。
- (vii):「規制する廃棄物の分類」(バーゼル条約附属書 I (※) 及び OECD 理事会決定附属書 1 (※) を参照) あるいは「特別の考慮を必要とする廃棄物の分類」(バーゼル条約附属書 II

(※)を参照)に従い、適切なY番号を記入する(2つ以上ある場合は全て記入)。

(viii):特定有害廃棄物等が示す有害特性の分類記号(附属書Ⅲ「有害な特性の表」を参照)である H 番号を記入する(2つ以上ある場合は全て記入)(「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」を参照)。

(ix): (viii)に対応する国際連合分類区分を記入する (「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」を参照)。

(x及びxi): 国際連合番号及び国際連合品名を記入する(国際連合の危険物輸送に関する勧告、モデル規則(オレンジブック)の最新版を参照)。

(xii):輸出統計品目番号を記入する

輸出統計品目表(財務省ホームページ): http://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm

第15欄:(a)行には、通過国名及び輸入国名を記入する。(b)行には、各国の権限のある当局の名称を記入し、(c)行には、港の名称又は国境検問所を記入する。バーゼル条約では、複数回の移動を行う包括的な通告の場合は、同一の税関を経由する場合に限られることから、本欄は必ず記入すること。

通過国については、(c)行に出入国地点の情報を記入するとともに、括弧書きで transshipment (積替え)、call/stop (寄港)、pass (運河などの通過)等、通過の形態についても記載すること。通過国が3ヶ国を超える場合は、必要な情報を別紙に記入し添付する。

第16欄:欧州連合加盟国の出入国又は通過についての記入欄(EU向け輸出の場合のみ)。

第17欄:第1欄~第16欄に示した情報が正確であること、法的効力のある書面による契約義務条項が締結されていること、越境移動に対して適用される金銭的保証が現に有効であること又は将来発行することを証明するため、輸出者の氏名又は名称、署名及び署名を行った日付を記す(署名に関しては、括弧内にローマ字でも記載)とともに、関連する契約書等又は金銭的保証に係る書類を添付すること。

なお、バーゼル条約では、特定有害廃棄物等の発生者も申告書に署名することが求められている(OECD 加盟国向け輸出の場合には、この限りではない)。発生者が輸入者と同じである場合は、輸入者の署名のみでよい。複数の発生者がおり署名できない場合は、発生者と輸出者の間の合意事項が明らかであることを示すことにより(両者の間の契約書を添付する等)、発生者の署名は省略することができる。さらに、発生者が不明の場合は、特定有害廃棄物等を所有又は管理している者(輸出者等)が署名をすること。

なお、署名が企業等の代表者のものでない場合は、代表者に委任された者の署名である必要がある。

第18欄:添付書類の数を記入すること。添付資料が複数ある場合は、添付資料一覧を作成

し、表紙として添付するとともに、各添付資料が通告書のどの欄に関するものかを明示する。

第19欄、第20欄及び第21欄:輸入国の権限のある当局のための記入欄(記入不要)。

(参考 4-6)特別有効期間設定依頼書(記入例)

(様式例) 年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 (氏名又は名称) 印 (住 所) 担当者 (所属部署名) (氏 名) (電話番号)

特別有効期間設定申請書

当該貨物は、契約が包括的で移動回数も複数回にわたるため、相手国の同意期限 までの特別有効期間の設定をお願い致します。

- 1. 仕向地:
- 2. 買主名:
- 3. 最終需要者名:
- 4. 貨物の概要 (商品名、型及び等級):
- 5. 数量:

(参考 4-7) 市況の変動により取引価格が逆有償になる場合は取引を見合わせる 旨又は廃棄物処理法の輸出許可を得る旨の確認証(逆有償になる可能性がある取 引の場合に限る)



〇年〇月〇日

環境大臣 殿

• 当該取引の責任者名が記載されている

T000-0000 住所 〇〇県〇〇市〇〇 社名 〇〇株式会社 責任者名 〇〇部長 〇〇〇〇

社印

市況変動により逆有償取引となる場合の対応について

下記の輸入国当局からの通告案件に係る特定有害廃棄物等の輸出について、市況の変動に より輸出時の取引価格が逆有償となる場合には、取引を見合わせます。

> 廃棄物処理法に基づく輸出許可の取得が可能な場 合には、その旨でも可。

輸出者: 〇〇株式会社 〇〇共和国 輸出国: OOCo.. Ltd. 輸入者:

使用済み〇〇(※申請に記載の英文で可) 対象貨物:

輸出数量: 計OOkg/トン 申請日: 〇年〇月〇日

> どの輸出承認申請案件に係る確認書であるのかが特定できる情報が記載されてい るか

各項目の内容は申請内容と整合しているか

V. 通告内容の変更に係る手続き

外為法に基づく輸出承認申請を経済産業省で受理した後、環境省から相手国(輸出国及び通過国)当局に別紙様式(通告書)(輸出契約書等の添付書類を含む。以下本章において同様。) を添付した輸出に係る通告が送付されます。取引内容の変更等の理由により、相手国に送付される通告の別紙様式の内容について変更や修正が必要となる場合には、変更・修正の内容と手続きを行う時点に応じて、以下のとおり手続きを行ってください。

なお、本章の手続きは、OECD 加盟国向けの OECD 省令に掲げられた特定有害廃棄物等の輸出承認に係る場合のもので、OECD 非加盟国向け又は OECD 加盟国向けでも OECD 省令に該当しない特定有害廃棄物等の輸出の場合については、輸出の際に環境大臣の確認が必要なため、個別に環境省まで御相談ください。

環境省から相手国当局に通告を送付する前の場合

輸出承認申請後、環境省から相手国当局に通告を送付する前の段階で別紙様式の内容に変更が必要となった場合には、変更・修正後の書類を経済産業省に提出してください。変更・修正後の書類は環境省にも共有され、同省はその内容に基づき相手国当局に通告の送付を行います。

環境省から相手国当局に通告を送付した後の場合

環境省から相手国当局に通告を送付した後、別紙様式の内容に変更が必要となった場合には、変更・修正の内容と手続きを行う時点に応じて、以下のとおり手続きを行ってください。

- (1) 相手国当局からの輸入等の同意回答が環境省で受領される前の場合
- (1)スペルミス等の軽微な誤記の修正を行う場合

誤記があった項目と修正前後の内容が明記された書類(書類は参考5-1参照)を環境省に提出してください。修正の内容は、経済産業省に共有されるとともに、必要に応じて、環境省から相手国当局にメール等で連絡します。

②通告欄内の一部項目の修正・更新等の事実関係の修正・更新を行う場合

①以外の、下記の例のような場合にも、①と同様に、輸入者等は、環境省に、修正が必要な項目、修正前後の内容及び修正理由を明記した書類を提出してください(書類は参考5-1参照)。修正内容は、経済産業省に共有されるとともに、必要に応じて、環境省から相手国当局に、書面により連絡します。なお、運搬経路の変更が生じ通過国の追加があった場合には、追加された通過国には変更後の通告関係書類一式を環境省から当該国へ送付します。

(例)

・輸出者、発生者の担当者 (Contact person) やその電話番号に変更があった

- ・輸出者等の合併等を伴わない単なる名称変更があった
- ・銀行保証等の金銭的保証の負担者変更等があった

なお、この②手続きの対象となる範囲には、バーゼル条約や OECD 理事会決定を踏まえ、次のような場合は含まれません。これらの場合には、下記③に沿って対応をお願いします。

※対象とならない場合の例(下記③に沿った対応が必要)

- ・輸出入者、発生者 (発生工程)、処分施設が変わる場合
- ・輸出入する貨物(有害性が異なる場合を含む)や数量、予定総移動回数が変わる場合

③①及び②以外の場合

変更が必要な別紙様式の項目に応じて、下表のとおりです。

「輸出者の書類提出による対応可否」の欄が「可」とされている項目については、①及び②と同様に、誤記があった項目と修正前後の内容が明記された書類(書類は参考5-1参照)を環境省に提出してください。変更の内容は、当該内容のみを環境省から相手国当局に書面により送付します。

同欄が「不可」とされている項目について変更したい場合は、変更後の内容に基づき新たに(再度)相手国に対し環境省から通告書類一式を送付することとなります。

番号	項目	輸出者の書類提出 による対応可否
1		不可 (注 1)
2	輸入者	不可 (注 1)
3	通告番号	(当局使用欄)
	A 包括的な通告であるか個別的な通告であるかの別	不可
	B 処分/回収の別	不可
	C 事前承認が与えられている施設への該非	不可
4	予定総移動回数	不可
5	予定総移動量	不可
6	予定運搬期間	不可
7	全てのこん包の形態	可
8	予定されている全ての運搬者 (注 2)	可
9	全ての発生者	不可
10	処分施設	不可
11	全ての処分又は回収作業	不可
12	廃棄物の名称及び組成	不可
13	物理的特性	不可
14	廃棄物の同定	不可

15	(a) 関係国、(b) 該当する場合は権限のある当局の名称及び	通過国に係る情報
	コード番号、(c)特定の出入国地点(国境検問所又は港)	に限り可
16	入国及び/又は出国及び/又は輸出に関わる税関(欧州共同	(欧州当局使用欄)
	体)(注3)	
17	輸出者及び発生者による申告	不可
18	添付資料の数	可
_	輸出者と処分者間の契約に関する情報(契約書等)	不可
_	保険に関する情報 (注 4)	可

(注釈)

- 注1 上記(1)②の範囲となる情報の更新等と判断される場合を除く
- 注2 0ECD 加盟国向け輸出で運搬者の変更の場合は、当該変更で追加される運搬者に係る契約書の提出が必要となる。
- 注3 欧州連合加盟国向けの輸出入の場合に限り欧州当局で使用される欄
- 注4 関連する保険の要件に関する情報並びに輸出者、運搬者及び処分者が当該要件をどのように満たしているかに関する情報
- (2) 相手国当局からの輸入等の同意回答が環境省で受領された後の場合(経済産業大臣による輸出承認後の場合も含む)

輸出者の方からの変更・修正内容に係る書類の提出は、経済産業省及び環境省に行ってください。

輸出承認証に記載された内容を訂正(変更)する必要がある場合は、上記の手続に加え、 経済産業省に「輸出内容等訂正(変更)願」を提出し、承認を得なければなりません。

提出された書類は、環境省から相手国当局に対して、当該変更・修正内容だけでなく、新たな輸出に係る通告として通告書類一式を送付します。相手国当局から輸入等への同意回答を環境省で受領した場合には、変更が承認されます。

なお、本手続きは、通過国があり複数の相手国当局がある場合においては、一つ以上の相 手国当局から同意回答があった場合に適用されます。

提出先

〇本章の手続きに関係する書類の提出先は、次のとおりです。

【経済産業省】

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課 有害廃棄物貿易審査班

住 所:〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電 話:03-3501-1659(直通)

FAX: 03-3501-0997

【環境省】

環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 適正処理・不法投棄対策室 住 所:〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

電 話:03-5501-3157(直通)

F A X : 03-3593-8264

電子メール: env-basel@env.go.jp



参考5-1:通告内容の変更連絡

平成●年●月●日

経済産業大臣 殿 環境大臣 殿

> 〒〇〇〇-〇〇〇 住所 〇〇県〇〇市〇〇 社名 〇〇株式会社 責任者名 〇〇部長 〇〇〇〇

どの輸出国通告に係る確認書であるのかが

各項目の内容は通告内容と整合しているか

特定できる情報が記載されているか

越境移動に関する情報の変更について

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約に基づく輸出国からの通告の際に提供された越境移動に関する情報につきまして、変更がありましたので、本書面にて御連絡申し上げます。

1. 通告の概要

輸出者: 〇〇株式会社

輸入国: 〇〇共和国

輸入者: OOCo., Ltd.

対象貨物: 使用済み〇〇(※別紙様式に記入の英文での記載可)

輸入数量: 計〇〇kg/トン 承認申請日: 〇年〇月〇日

通告番号: JPEX201〇〇〇〇

2. 変更の内容及びその理由

変更箇所	旧	新	理由
Box 1. Exporter - notifier Contact person	Kankyo MOE	Keizai METI	担当者の変更のため

※通告における Box の番号順に記載。必要に応じて行を追加すること。

輸出內容等訂正(変更)願

経済産業大臣 殿	原許可又は承認番号
申請者	
記名押印 又は署名	申請年月日
住 所	電話番号
次の「輸出許可証」の訂正又は変更を申請し 輸出承認証」の訂正又は変更を申請し	ます。
原許可、原承認の内容	訂正 (変更) の内容
理 由	
<u></u>	
-	
※ 許可・承認又は不許可・不承認	
許可する。許可しない。承認する。	タラヤ光上に フルが明日 のわり 知口
承認しない。	経済産業大臣又は税関長の記名押印 日 付
	資 格 記名押印

- 注 (1) ※印の欄は、記入しないで下さい。
 - (2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

Ⅵ. 輸出移動書類の交付申請及びその携帯と処分完了の通知

バーゼル条約では、有害廃棄物等の移動に移動書類が伴うことが義務付けられています。 移動書類は輸出から、輸入国の処分・回収施設まで、当該廃棄物等の引き渡しとともに受け 渡され、処分・回収作業が完了するまで携帯されます。

輸出者は、貨物を実際に輸出しようとするときは、バーゼル法第5条第1項の規定に基づき、輸出移動書類の交付を受けなければなりません。

輸出移動書類は輸出承認が行われるときに交付されます。しかし、移動回数が一回ではなく複数回にわたるものとして輸出承認の申請を行い、輸出承認が行われた場合、輸出承認が行われるときに交付される輸出移動書類は第1回目の移動に係るものだけです。このため、第2回目以降の移動を行おうとする場合は、移動を行おうとする毎に輸出移動書類の交付を受けなければなりません。

輸出移動書類の交付申請に必要な書類は以下のとおりです。なお、輸出移動書類の交付申請書の内容と相手国に通告した内容(輸出承認申請の内容)が一致する場合に限り、輸出移動書類が交付されます。

- (1)輸出移動書類交付申請書(様式第1)[2通](参考6-1から6-3参照)
- (2) 輸出移動書類交付申請書(別紙) [2通](参考 6-1 から 6-3 参照)
- (3)輸出移動書類交付申請書の添付書類 [2通]
 - *添付書類がある場合のみ
- (4) その他必要な書類
 - * 例えば、次の書類が必要となる場合があります。(これ以外の書類が必要となることもありますので、御協力ください。)
 - ・輸出承認証の写し[1通]
- (4) 手数料 12,000円(収入印紙)
 - *上記(1)の書類のうち、1通の余白に貼付してください。

処分完了等の報告について

特定有害廃棄物等の輸出者には、特定有害廃棄物等が輸入国において輸出移動書類に記載された内容に従って環境の保全上適正な方法で処分されるよう努めることが求められます。このため、輸入者に対して、バーゼル条約又は OECD 理事会決定において回収施設に義務付けられた、特定有害廃棄物等の受領及び処分完了の報告を輸出者及びバーゼル条約の日本における権限のある当局である環境省へ送付するよう働きかけてください。

輸出移動書類の交付申請に必要な書類の様式と記入例

(参考 6-1)輸出移動書類交付申請書(様式及び記入例)

様式第1(第1条関係)	
輸出移動書類	交付 申 請 書
経済産業大臣殿	W. H. U. S. B.
	※交付番号
	※交付年月日
申 請 者 記名押印	
又は署名	申請年月日
住 所	電話番号
輸出承認番号	輸出承認の日付
※ 交付又は不交付	
この輸出移動書類交付申請は、輸出の承認の内容と一致	しない
関する法律第5条第1項の規定により輸出移動書類を交付	する。 しない。
	経済産業大臣の記名押印
	日 付
	資 格
	記名押印
記入上の注意事項 1. ※印の欄は、記入しないでください。	
2. 用紙の大きさは日本工業規格A4とします。	

Movement document for transboundary movements/shipments of waste 特定有害廃棄物等の越境移動のための移動書類

1. Corresponding to notification No 通告番号:		2. Serial/total numl	ber of shipments	1
		移動番号/総回数:		
3. Exporter 輸出者 - notifier		4. Importer 輸入者 -	consignee	
Registration No:		Registration No:		
Name 氏名/名称:		Name 氏名/名称:		
Address 住所/所在地:		Address 住所/所在地:		
Contact person 連絡責任者氏名:		Contact person 連絡3	責任者氏名:	
Tel: Fax:		Tel:	Fax:	
E-mail:		E-mail:		
5. Actual quantity 実際の運搬量: Tonne	es(Mg): m³:	6. Actual date of sh	nipment 実際の移動日:	
7. Packaging 全てのこん包の形態 Type(S) ⁽¹⁾ 形態: Nur	mber of packages こん包	数:	
Special handling requirements 特別な取扱	tの指示: ⁽²⁾ Yes	s:□ No:□		
8.(a) 1 st Carrier ⁽³⁾ 第一運搬者:	8.(b) 2 nd Carrier	第二運搬者:	8.(c) 3 rd Carrier 第三運搬者:	
Registration No 登録番号:	Registration No ₹	登録番号:	Registration No 登録番号:	
Name 氏名/名称:	Name 氏名/名称 :		Name 氏名/名称:	
Address 住所/所在地:	Address 住所/所在:	地:	Address 住所/所在地:	
Contact person 連絡責任者:	Contact person 連	直絡責任者:	者: Contact person 連絡責任者:	
Tel:	Tel:		Tel:	
Fax:	Fax:		Fax:	
E-mail:	E-mail:		E-mail:	
		More	than 3 carriers 運搬者が3者より	多い場合(2) 🗌
Means of transport 運搬手段 ⁽¹⁾ :	Means of transpo	ort 運搬手段 ⁽¹⁾ :	Means of transport 運搬手段 ⁽¹⁾ :	
Date of receipt/transfer 引渡しを受けた日付	Date of receipt/tr	ansfer 引渡しを受けた日付	Date of receipt/transfer 引渡し	を受けた日付/
/運搬を開始した日付:	/運搬を開始した日付	付:	運搬を開始した日付:	
Signature 署名:	Signature 署名:		Signature 署名:	
9. Waste generator(s) - producer(s) ±	全ての発生者一生産者	12. Designation and c	composition of the waste 廃棄	物の名称及び組
(5):		成 ^{(2):}		
Registration No 登録番号:				
Name 氏名/名称:				
Address 住所/所在地:				
Contact person 連絡責任者氏名:		13. Physical characteristics 物理的特性 ⁽¹⁾ :		
Tel:				
Fax:				
E-mail:		14. Waste identification 廃棄物の同定		
Site of generation 発生場所 ⁽²⁾ :		(fill in relevant codes)*(required to state) 関連する分類記号欄に記入 *印は必須事項		
			if applicable)* バーゼル条約附属書 VIII	(又は該当する
		(i) 場合 附属書 IX):		

(1)		
) OECD code (if different from (i))* OECD 分類コード((i) に該当しない場合):		
t of wastes EC 廃棄物一覧:		
nal code in country of export 輸出国の法規による分類コード:		
nal code in country of import:輸入国の法規による分類コード:		
(specify)その他(明細を記述のこと):		
le [*] Y 番号:		
de*H番号 (1):		
ass 国際連合分類区分 ⁽¹⁾ :		
umber 国際連合番号:		
hipping name 国際連合品名:		
oms code(s) (HS) * 輸出入統計品目:		
出者による申告:		
knowledge. I also certify that legally enforceable written		
surance or other financial guarantee is in force covering		
been received from the competent authorities of the		
的効力のある書面による契約義務条項が締結されていること、越境移		
5当局から全ての必要な同意を得ていることを証明します。		
Signature 署名:		
Í		
Signature 署名:		
Signature 署名:		
Signature 署名:		
Signature 署名: in case additional information is required:		
Signature 署名: in case additional information is required:		
Signature 署名: in case additional information is required: Date 日付: Name 氏名/名称: Signature 署名:		
Signature 署名: in case additional information is required: Date 日付: Name 氏名/名称: Signature 署名: FACILITY 処分施設又は回収施設の記入欄		
Signature 署名: in case additional information is required: Date 日付: Name 氏名/名称: Signature 署名: FACILITY 処分施設又は回収施設の記入欄 19. I certify that the disposal/recovery of the waste		
Signature 署名: in case additional information is required: Date 日付: Name 氏名/名称: Signature 署名: FACILITY 処分施設又は回収施設の記入欄 19. I certify that the disposal/recovery of the waste described above has been completed. 上記に記載した		
Signature 署名: in case additional information is required: Date 日付: Name 氏名/名称: Signature 署名: FACILITY 処分施設又は回収施設の記入欄 19. I certify that the disposal/recovery of the wasted described above has been completed. 上記に記載した廃棄物について確かに処分又は回収しました。		
Signature 署名: in case additional information is required: Date 日付: Name 氏名/名称: Signature 署名: FACILITY 処分施設又は回収施設の記入欄 19. I certify that the disposal/recovery of the waste described above has been completed. 上記に記載した廃棄物について確かに処分又は回収しました。 Name 氏名/名称:		
Signature 署名: in case additional information is required: Date 日付: Name 氏名/名称: Signature 署名: FACILITY 処分施設又は回収施設の記入欄 19. I certify that the disposal/recovery of the waste described above has been completed. 上記に記載した廃棄物について確かに処分又は回収しました。 Name 氏名/名称: Date 日付:		
Signature 署名: in case additional information is required: Date 日付: Name 氏名/名称: Signature 署名: FACILITY 処分施設又は回収施設の記入欄 19. I certify that the disposal/recovery of the waste described above has been completed. 上記に記載した廃棄物について確かに処分又は回収しました。 Name 氏名/名称: Date 日付:		
Signature 署名: in case additional information is required: Date 日付: Name 氏名/名称: Signature 署名: FACILITY 処分施設又は回収施設の記入欄 19. I certify that the disposal/recovery of the waste described above has been completed. 上記に記載した廃棄物について確かに処分又は回収しました。 Name 氏名/名称: Date 日付:		
Signature 署名: in case additional information is required: Date 日付: Name 氏名/名称: Signature 署名: FACILITY 処分施設又は回収施設の記入欄 19. I certify that the disposal/recovery of the waste described above has been completed. 上記に記載した廃棄物について確かに処分又は回収しました。 Name 氏名/名称: Date 日付:		
Signature 署名: in case additional information is required: Date 日付: Name 氏名/名称: Signature 署名: FACILITY 処分施設又は回収施設の記入欄 19. I certify that the disposal/recovery of the waste described above has been completed. 上記に記載した廃棄物について確かに処分又は回収しました。 Name 氏名/名称: Date 日付:		

⁽¹⁾ See list of abbreviations and codes on the next page 次ページの略語及び分類記号一覧を参照すること。
(2) Attach details if necessary 必要な場合詳細を添付すること。
(3) If more than 3 carriers, attach information as required in blocks 8 (a,b,c). 運搬者が 3 社より多い場合、第 8 欄(a, b, c)の必要事項と同様の情報を添付すること。

- (4) Required by the Basel Convention 非 OECD 加盟国向け輸出の際の必要事項。
- (5) Attach list if more than one 複数の場合、一覧を添付すること。

FOR USE BY CUSTOMS OFFICES (if required by national legislation)					
20. Country of export - dispatc	h or customs office of exit	21. Country of import - destination or customs office of entry			
The waste described in this m	ovement document left the	The waste described in this movement document entered the country on:			
country on:		Signature:			
Signature:		Chaman			
Stamp:		Stamp:			
22. Stamps of customs offices	of transit countries				
Name of country:		Name of country:			
Entry:	Exit:	Entry:	Exit:		
Name of country:	1 =	Name of country:	1 =		
Entry:	Exit:	Entry:	Exit:		

List of Abbreviations and Codes Used in the Movement Document 移動書類で使用する略語及び分類配号一覧

DISPOSAL OPERATIONS (block 11) 処分作業 (第 11 欄)

- D1 Deposit into or onto land, (e.g., landfill, etc.) 地中又は地上への投棄(例えば、埋立て)
- D2 Land treatment, (e.g. biodegradation of liquid or sludgy discards in soils, etc.) 土壌処理(例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解)
- D3 Deep injection, (e.g., injection of pumpable discards into wells, salt domes or naturally occurring repositories, etc.) 地中の深部への注入(例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入)
- D4 Surface impoundment, (e.g., placement of liquid or sludge discards into pits, ponds or lagoons, etc.) _{表面貯留(例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること)}
- D5 Specially engineered landfill, (e.g., placement into lined discrete cells which are capped and isolated from one another and the environment), etc. 特別に設計された処分場における埋立て(例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている適水された区画群に埋め立てること)
- D6 Release into a water body except seas/oceans 海洋を除く水域への放出
- D7 Release into seas/oceans including sea-bed insertion 海洋への放出(海底下への挿入を含む)
- D8 Biological treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list この一覧において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの
- D9 Physico-chemical treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list (e.g., evaporation, drying, calcination, neutralization, precipitation, etc.) この一覧において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの(例えば、蒸発、乾燥、煆焼、中和、沈殿)
- D10 Incineration on land 陸上における焼却
- D11 Incineration at Sea 海洋における焼却
- D12 Permanent storage, (e.g., emplacement of containers in a mine, etc.) 永久保管 (例えば、容器に入れ鉱坑において保管すること)
- D13 Blending or mixing prior to submission to any of the operations in this list この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つ調合又は混合
- D14 Repackaging prior to submission to any of the operations in this list この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つこん包
- D15 Storage pending any of the operations in this list この一覧に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

RECOVERY OPERATIONS (block 11) 回収作業 (第 11 欄)

- R1 Use as a fuel (other than in direct incineration) or other means to generate energy (Basel/OECD) Use principally as a fuel or other means to generate energy (EU) 燃料としての利用(直接焼却を除く。)又はエネルギーを得るための他の手段としての利用(バーゼル条約及び OECO 決定)—主として燃料としての利用又はエネルギーを得るための他の手段としての利用(EU)
- R2 Solvent reclamation/regeneration 溶剤の回収利用又は再生
- R3 Recycling/reclamation of organic substances which are not used as solvents 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は
- R4 Recycling/reclamation of metals and metal compounds 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
- R5 Recycling/reclamation of other inorganic materials その他の無機物の再生利用又は回収利用
- R6 Regeneration of acids or bases 酸又は塩基の再生
- R7 Recovery of components used for pollution abatement 汚染の除去のために使用した成分の回収
- R8 Recovery of components from catalysts 触媒からの成分の回収
- R9 Used oil re-refining or other reuses of previously used oil 使用済みの油の精製又はその他の再利用

- R10 Land treatment resulting in benefit to agriculture or ecological improvement 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理
- R11 Uses of residual materials obtained from any of the operations numbered R1-R10 R1 からR10 までに掲げる作業から得られた残滓の利用
- R12 Exchange of wastes for submission to any of the operations numbered R1-R11 R1 から R11 までに掲げる作業に提供する ための廃棄物の交換
- R13 Accumulation of material intended for any operation in this list この一覧に掲げるいずれかの作業のための物の集積

PACKAGING TYPES (block 7) こん包の形態 (第7欄)

- 1. Drum ドラム缶 2. Wooden barrel 木欅 3. Jerrican ジェリー缶 4. Box 箱 5. Bag 袋
- 6. Composite packaging 混合こん包 7. Pressure receptacle 圧縮容器 8. Bulk ばら積み 9. Other (specify) その他(明細を記入すること)

MEANS OF TRANSPORT (block 8) 運搬輸送手段 (第8欄)

R = Road 道略 T = Train/rail 鉄道 S = Sea 海路 A = Air 空路 W = Inland waterways 內水航路

PHYSICAL CHARACTERISTICS (block 13) 物理的特性 (第 13 欄)

1 Powdery / powder.粉状又は粉 2 Solid.固体状 3. Viscous / paste 高粘着性/糊状 4. Sludgy 泥状 5. Liquid 液状 6. Gaseous ガス状 7. Other (specify) その他(明細を記入すること)

H-CODE AND UN CLASS (block 14) H番号及び国際連合分類区分 (第 14 欄)

UN class H-code Characteristics 特性

Olf Class	, ii coac	CHAI ACTEM ISTICS 特性
1	H1	Explosive 爆発性
3	H3	Flammable liquids 引火性の液体
4.1	H4.1	Flammable solids 可燃性の固体
4.2	H4.2	Substances or wastes liable to spontaneous combustion 自然発火しやすい物質又は廃棄物
4.3	H4.3	Substances or wastes which, in contact with water, emit flammable gases 水と作用して引火性のガスを
5.1	H5.1	発生する物質又は廃棄物
5.2	H5.2	Oxidizing 酸化性
6.1	H6.1	Organic peroxides 有機過酸化物
6.2	H6.2	Poisonous (acute) 毒性 (急性)
8	H8	Infectious substances 病毒をうつしやすい物質
9	H10	Corrosives 腐食性
9	H11	Liberation of toxic gases in contact with air or water 空気又は水と作用することによる毒性ガスの発生
9	H12	Toxic (delayed or chronic) 毒性 (遅発性又は慢性)
9	H13	Ecotoxic 生態毒性
		Capable, by any means, after disposal of yielding another material, e. g., leachate, which
		possesses any of the characteristics listed above 処分の後、何らかの方法により、上記に掲げる特性を有する他の物(例えば、浸出液)を生成することが可能な物

Further information, in particular related to waste identification (block 14), i.e. on Basel Annexes VIII and IX codes, OECD codes and Y-codes, can be found in a Guidance/Instruction Manual available from the OECD and the Secretariat of the Basel Convention 詳細に関して、特に廃棄物の同定(第 14 欄)に関連するバーゼル条約附属書画及び区の分類記号、OECD 決定の分類記号及び Y 番号については、OECD 及びバーゼル条約事務局のガイダンス又は手引書で見ることができる。

(参考 6-2)輸出移動書類作成のための説明書

<記入上の注意点>

記入は、英語で、ブロック体の大文字を用いて記入すること。代表者氏名には大文字の署名 を添えること。原本を2部提出すること。

日付は 6 桁の表記を用いること。例えば、2015 年 9 月 1 日は 01.09.15(日、月、年)と表すこと。

付属書類を添付して追加的な情報を提供する必要がある場合は、該当する欄に添付資料の参照番号を記入すること(例えば、「SEE ATTACHED SHEET No.1」。添付書類は通し番号 (No.) を付すこと。また、該当する欄番号を引用すること(例えば、添付書類に「BLOCK 1」と記入)。

第1欄~第16欄は、輸出者が記入すること。ただし、第8欄(a)から(c)の運搬手段、移動日及び署名については、申請時ではなく、運搬を開始した後に実際の運搬人(又は当該運搬人と同一法人に属する代理の者)が記入する。

欄中の脚注番号(1)~(5)については、欄外の脚注を参照すること。

<各欄の記入要領>

第1欄:通告番号は、輸出承認時に経済産業省から告知される番号を記入すること。

第2欄:複数回の移動に関する包括的通告の場合は、移動番号(何回目の移動であるか)と通告書の第4欄に表示した予定総移動回数を記入する(例えば、11回の包括的通告の場合の4回目の移動であれば、「4/11」と記入)。移動が1回のみの通告の場合は、1/1と記入する。

第3欄及び第4欄:輸出者及び輸入者について、通告書の第1欄及び第2欄に記載されたものと同じ情報を記入すること。

第5欄: 運搬する実際の特定有害廃棄物等の重量をトン(1メガグラム(Mg)又は1,000kg)で、あるいは体積を立方メートル(1,000 リットル)で表記すること。キログラムやリットルのような他のメートル法の単位でも表記も可能であるが、用いる場合は、書類上の単位を削除の上、使用する計量単位を表記すること。

第6欄:本欄は申請時ではなく、関税法第67条に規定する輸出の許可を受けた後、実際に移動を開始した日付を記入する。当然のことであるが、日付は有効期間内でなくてはならな

い。関係する別の権限のある当局が異なる有効期間を付与している場合、全ての権限のある 当局の同意において一致する有効な期間内にのみ移動を行うことができる。

第7欄:こん包の形態は、「移動書類で使用する略語及び分類記号一覧」に記載されている 分類記号を用いて表示すること。特別の取扱いの指示とは、特定有害廃棄物等の発生者が従 業員に対して取扱いの指示をするような健康や安全に関する情報である。そうした指示のあ る場合は、「Yes」を選択し、別紙に情報を記載し、添付すること。貨物のこん包数も記入す る。

第8欄(a)、(b) 及び(c): 実際の運搬者ごとに、氏名又は名称、住所又は所在地(国名を含む)、連絡責任者の氏名、電話番号、ファックス番号(国番号を含む)、及び電子メールアドレスを記入すること。運搬者が3者より多い場合は、それぞれの運搬者について必要な情報を網羅した一覧を添付すること。運搬手段及び移動日の記入並びに署名は、申請時ではなく、運搬を開始した後に実際の運搬人(又は当該運搬人と同一の法人に属する代理の者)が行う。貨物の連続する輸送それぞれについて、新規の運搬者が同じ要請に従うとともに、書類への署名も行わなければならない。

第9欄:発生者に関して、通告書の第9欄に記載された情報を記入すること。

第 10 欄及び第 11 欄: 通告書の第 10 欄及び第 11 欄に記載された情報を記入すること。処分者が輸入者でもある場合、第 10 欄に「SAME AS BLOCK 4」(第 4 欄に同じ)と記入すること。

第 12 欄、第 13 欄及び第 14 欄:通告書の第 12、13 及び 14 欄に記載された情報を記入すること。

第 15 欄:輸出者は、記載された情報が正確であることを確認する等し、署名及び署名した 日付を記すこと。

第 16 欄:越境移動の関係者が追加的な情報が必要とされる特別な場合に用いることができる(例えば、別の輸送機関への積替えを行う港についての情報、コンテナの数や識別番号、 又は権限のある当局が移動を承認したことを示す追加の証拠や押印等)。

第 17 欄:輸入者が処分者でも回収者でもない場合及び特定有害廃棄物等が輸入国に届けられた後に輸入者が特定有害廃棄物等の責任者となった場合には、輸入者は、その氏名又は名称、署名及び署名を行った日付を記入すること。

第 18 欄: 処分施設の権限を有する代表者が特定有害廃棄物等の貨物の受領について記入し署名を行うための欄である。処分者は、バーゼル条約等の国際的取決めに基づき、当該署名入りの移動書類の写しを輸出者及び輸出国等の権限のある当局に遅滞なく送付しなければな

らない(※)。我が国当局(環境省)に対する連絡は、第 19 欄に記載されている FAX 番号もしくは電子メールアドレス宛てに、署名入りの移動書類の写しを送付することとしている。輸出者は、上記手続きを遵守するように処分者に求めること。なお、移動書類の原本は処分又は回収施設が保有することになる。

※ OECD 加盟国向けの輸出の場合は、貨物を受領してから3営業日以内に、輸出国、輸入 国及び通過国の権限ある当局宛に送付しなければならないこととされている。

第 19 欄:処分者が、特定有害廃棄物等の処分の完了を証明するために記入する欄。OECD 加盟国向けの輸出の場合、処分者は、署名入り移動書類の写しを添付した処分が完了した旨を証する書類を、輸出者及び輸出国の権限のある当局(環境省)に送付することとされている。また、この送付は、処分又は回収完了後速やかに、遅くとも 30 日を超えることなく、かつ、特定有害廃棄物等を受領後1暦年以内に行うこととされている。輸出者は、上記手続きを遵守するように処分者に求めること。

第20、21 及び22 欄:本欄は空欄にしておくこと。

[よくある質問] 輸出移動書類の第8欄には何を記載するのでしょうか。全ての運搬者を記入しなければならないのでしょうか。

[回答] 予定される全ての運搬者の情報を記載しなければなりません。

ただし、運搬手段(Means of transport)、移動日(Date of receipt/transfer)及び署名の欄については、移動書類の交付申請時ではなく、運搬を開始した後に実際の運搬人が記入する必要があります。

運搬者が3者以内の場合は、この欄に直接記載ください。

運搬者が3者より多い場合は、「More than 3 carriers」にチェックするとともに、「8.(a)第一運搬者(1st Carrier)」欄に「SEE ATTACHED SHEET NO.×」と記入して、全ての運搬者の情報を、一覧様式(参考 6-3)に記載ください(通告書添付の ATTACHED SHEET は使用しないでください)。

(参考 6-3)一覧様式

ATTACHED SHEET NO.

8.(a) 1st Carrier (3):	8.(b) 2 nd Carrier:	8.(c) 3 rd Carrier:
Registration No:	Registration No:	Registration No:
Name:	Name:	Name:
Address:	Address:	Address:
Contact person:	Contact person:	Contact person:
Tel:	Tel:	Tel:
Fax:	Fax:	Fax:
E-mail:	E-mail:	E-mail:
Means of transport (1):	Means of transport (1):	Means of transport (1):
Date of receipt/transfer:	Date of receipt/transfer:	Date of receipt/transfer:
Signature:	Signature:	Signature:
8.(d) 4th Carrier (3):	8.(e) 5th Carrier:	8.(f) 6 th Carrier:
Registration No:	Registration No:	Registration No:
Name:	Name:	Name:
Address:	Address:	Address:
Contact person:	Contact person:	Contact person:
Tel:	Tel:	Tel:
Fax:	Fax:	Fax:
E-mail:	E-mail:	E-mail:
Means of transport (1):	Means of transport (1):	Means of transport (1):
Date of receipt/transfer:	Date of receipt/transfer:	Date of receipt/transfer:
Signature:	Signature:	Signature:
	-9	-9
8.(g) 7th Carrier (3):	8.(h) 8th Carrier:	8.(i) 9th Carrier:
Registration No:	Registration No:	Registration No:
Name:	Name:	Name:
Address:	Address:	Address:
Contact person:	Contact person:	Contact person:
Tel:	Tel:	Tel:
Fax:	Fax:	Fax:
E-mail:	E-mail:	E-mail:
		.J
Means of transport (1):	Means of transport (1):	Means of transport (1):
Date of receipt/transfer:	Date of receipt/transfer:	Date of receipt/transfer:
Signature:	Signature:	Signature:

Ⅲ. その他各種手続

輸出移動書類の交付を受けた者は、次の場合には、遅滞なく、以下に記載する様式を利用 して経済産業大臣及び環境大臣に届け出る必要があります。

1 交付された輸出移動書類を汚損又は紛失した場合

なお、汚損又は紛失した輸出移動書類については、経済産業大臣に申請し、その再交付を受けることができます。ただし、輸出移動書類の再交付を受けた後、紛失した輸出移動 書類を見つけた場合には、当該輸出移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出る必要があります。

- 2 輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等の輸出又は運搬を行わないこととなったとき
- 3 輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等を失ったとき

各種届出の様式と記入例

<u>----</u> (参考 7-1)輸出移動書類にかかる届出書(様式及び記入例)

様式第1 (第2条関係)

TAPENT ON EXCENSIVE					
輸出移動書	計類に係る届出書				
経済産業大臣			年	月	日
環境大臣殿					
Fi .	届出者				
	氏名又は名称及び 代表者の氏名 :				印
	住所又は所在地:				
	連絡責任者氏名: 電話番号: FAX番号: e-mail:				
輸出特定有害廃棄物等 の輸出を行わないこの運搬を行わないこを 失制に関する法律第7条の規定により、輸出移動書	ととなった っ た ので、4			等の輸出	1入等の規
輸出移動書類の交付を受けた番号及び 日付		年 月	日		
輸出特定有害廃棄物等					
輸出特定有害廃棄物等に関する今後の計画					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第1 (第2条関係)

株式第1(第2条関係)	
サンプル輪地を	書類に係る届出書
一一一一	<mark>2015</mark> 年 <mark>9</mark> 月 <mark>1</mark> 日
環境大臣	
経済産業大臣 殿	l to the
E	出者 - 名又は名称及び
住	所又对病在地: <mark>東京都千代田区霞沙関1-3-1</mark>
道	
~	電話番号: ××-×××-×××
該当しない項目に、二重	
(「=」) を記入下さい	e-mail: OCOO@COCO
の輸出を行わないこ	こととなった
輸出特定有害廃棄物等 の運搬を行わない	こととなった ので、特定有害廃棄物等の輸出入等の規
をし失っ	た <u> </u>
制に関する法律第7条の規定により、輸出移動書類を	を添かして、次のとおり届け出ます。
 輸出移動書類の交付を受けた番号及び	·
日付	交付年月日: 年 月 日
輸出特定有害廃棄物等	
 の輸出を行わないこととなった	左欄に該当しない項目に二重線(「=」)を、右欄に「届
	け出る理由」を記入ください。
を 失 っ た	
理由	今後の特定有害廃棄物等の輸出計画
輸出特定有害廃棄物等に関する今後	(予定)を記入下さい。
の計画	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(参考 7-2)輸出移動書類の汚損/紛失に関する届出書(様式)

様式第2 (第2条関係)

※整理番号			
※受理年月日	年	月	日

輸出移動書類の汚損に関する届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称 住所又は所在地 届出者 法人にあってはその代表者の氏名 印 担当者名 電話番号 ()

下記の輸出移動書類が失われたので、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に

関する法律第5条第3項の規定により届け出ます。

記

輸出 輸入移動書類の交付番号				
輸出移動書類の交付年月日 輸入	年	F.	月	Ħ
輸出移動書類が失われた年月日	年	F.	月	Ħ

- 注(1) ※印欄は、記入しないでください。
 - (2) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - (3) 輸出移動書類又は輸入移動書類が汚損されたために届け出るときは、当該輸出移動書類又は輸入移動書類を添付すること。
 - (4) 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(参考 7-3)輸出移動書類の再交付に関する申請書(様式)

様式第3 (第2条関係)

※整 理 番 号	
※再交付番号	
※再交付年月日	年 月 日

輸出 移動書類の再交付に関する申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称 住所又は所在地 申請者 法人にあってはその代表者の氏名 即 担当者名 電話番号 ()

下記の輸出移動書類の再交付を受けたいので、特定有害廃棄物等の輸出入等の輸入

規制に関する法律第5条第3項の規定により申請します。

記

輸出 輸入 移動書類の交付番号			
輸出 輸入移動書類の交付年月日	年	月	田
輸出移動書類が汚損された年月日	年	月	日

- 注(1) ※印欄は、記入しないでください。
 - (2) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - (3) 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(参考 7-4)輸出移動書類の回復に関する届出書(様式)

様式第4 (第3条関係)

※整理番号			
※受理年月日	年	月	日

輸出移動書類の回復に関する届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称 住所又は所在地 届出者 法人にあってはその代表者の氏名 担当者名 電話番号 ()

下記の輸出移動書類を回復したので、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に

関する法律第5条第4項の規定により届け出ます。

記

輸出 輸入移動書類の交付番号			
輸出 輸入移動書類の交付年月日	年	月	Ħ
輸出移動書類の再交付を受けた年月日	年	月	日
輸出輸入移動書類を回復した年月日	年	月	Ħ

- 注(1) ※印欄は、記入しないでください。
 - (2) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - (3) 本届には、回復した輸出移動書類又は輸入移動書類を添付すること。
 - (4) 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

Ⅲ. お問い合わせ先

お問い合わせ先等

○各章の内容に関するお問い合わせ等は、それぞれ下記までお願いします。

	経済産業省		環境省	
	貿易管理部	産業技術環境局	適正処理・不	その他の機関等
	貿易審査課	環境指導室	法投棄対策室	
I. バーゼル法の制		0	0	
度・規制対象物		O	0	
Ⅱ. 事前相談について				
相談窓口		0		〇(注1)
制度のお問い合わせ		0	0	〇 (注2)
Ⅲ. 輸出の手続きの概	0	0	0	
要	O			
Ⅳ. 外為法の輸出承認				
申請窓口	0			
Ⅴ. 通告内容の変更に				
ついて				
提出先	0		0	
Ⅵ. 輸出移動書類				
交付申請窓口	0			
Ⅷ. その他各種手続き				
提出先	0			
Ⅲ~Ⅷに関する制度				
のお問い合わせ(共	0	0	0	
通)				

注1:地方環境事務所及び経済産業省業務委託先(平成28年度は一般財団法人日本環境衛生センター)。事前相談の窓口の詳細については、本章の「事前相談の窓口・相談方法について」をご覧下さい。

注2:地方環境事務所のみが対象です。

連絡先・所在地

○各担当部署の連絡先は、次のとおりです。

【経済産業省】

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課 有害廃棄物貿易審査班

住 所:〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電 話:03-3501-1659(直通)

FAX: 03-3501-0997

経済産業省 産業技術環境局 環境政策課 環境指導室

住 所:〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電 話:03-3501-1511 (内線 3551)

FAX: 03-3580-6329

電子メール: basel@meti.go.jp

【環境省】

環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 適正処理・不法投棄対策室

住 所:〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

電 話:03-5501-3157(直通)

FAX: 03-3593-8264

電子メール: env-basel@env.go.jp

地方環境事務所

• 北海道

〒060-0808 札幌市北区北八条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎3階 北海道地方環境事務所 (電話) 011-299-1952 (FAX) 011-736-1234

- 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県 〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6階 東北地方環境事務所 (電話) 022-722-2871 (FAX) 022-724-4311
- 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び 静岡県

〒330-6018 さいたま市中央区新都心 1 1 - 2 明治安田生命さいたま新都心 ビル 18 階 関東地方環境事務所 (電話) 048-600-0814 (FAX) 048-600-0521

 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2 中部地方環境事務所 (電話) 052-955-2132 (FAX) 052-951-8889

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県 〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 0MM ビル8階 近畿地方環境事務所 (電話) 06-4792-0702 (FAX) 06-4790-2800

 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県 〒700-0907 岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎11F 中国四国地方環境事務所 (電話) 086-223-1584 (FAX) 086-224-2081

 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県 〒760-0023 香川県高松市寿町 2-1-1 高松第一生命ビル新館 6 階 高松事務所 (電話) 087-811-7240 (FAX) 087-822-6203

 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県 〒860-0047 熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟4階 九州地方環境事務所 (電話)096-322-2410 (FAX)096-322-2466

関連ウェブサイト

環境省:廃棄物・特定有害廃棄物等の輸出入に関するページ http://www.env.go.jp/recycle/yugai/

経済産業省 特定有害廃棄物等の輸出入管理のページ

 $\frac{\texttt{http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/basel/basel.html}{\texttt{sel.html}}$

事前相談の窓口・相談方法について

(1)相談窓口

輸出入する貨物の内容に応じて、以下のいずれかの機関でご相談を受け付けています。 経済産業省(委託先である一般財団法人日本環境衛生センター(平成28年12月時点)を含む)では、廃棄物処理法に規定する廃棄物の該非の助言はできませんので、廃棄物の該非については、環境省の地方環境事務所にご相談ください。地方環境事務所にご相談の際には、原則的に、輸出入に用いる港等の所在地にある各地方環境事務所にお問い合わせください。 なお、お問い合わせは、各機関の業務日の業務開始時間から、終了時間の概ね1時間前まで(個別にお知らせする場合は、その時間内)に限らせていただきます。

相談内容 (貨物内容)	相談先(管轄区域)	連絡先
バーゼル法・廃棄物 処理法	北海道地方環境事務所 (北海道)	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1 札幌第1 合同庁舎3階 (電話) 011-299-1952

T	
	(FAX) 011-736-1234
	(電子メール)REO-HOKKAIDO@env.go.jp
 	境事務所 〒980-0014
	岩手県、宮城 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第
	県、山形県、 2合同庁舎6階
福島県)	(電話) 022-722-2871
	(FAX) 022-724-4311
	(電子メール)REO-TOHOKU@env. go. jp
関東地方環	
	栃木県、群馬 さいたま市中央区新都心11-2 明治
	県、千葉県、安田生命さいたま新都心ビル18階
東京都、神	奈川県、新潟 (電話) 048-600-0814
県、山梨県	、 静岡県) (FAX) 048-600-0517
	(電子メール) HAIRI-KANTO@env.go.jp
中部地方環	境事務所 〒460-0001
(富山県、	石川県、福井│名古屋市中区三の丸2−5−2 1階
県、 長野	県、岐阜県、 (電話) 052-955-2132
愛知県、	三重県) (FAX) 052-951-8889
	(電子メール) REO-CHUBU@env.go.jp
近畿地方環	境事務所 〒540-6591
	京都府、大阪 大阪市中央区大手前1-7-31 OMM ビ
	県、奈良県、ル8階
和歌山県)	(電話) 06-4792-0702
THE TOTAL TOTAL	(FAX) 06-4790-2800
	(電子メール) REO-KINKI@env.go.jp
	b 方環境事務 〒700-0907
「一」	岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡
1	
	気候宗、岡山 山弟と古内月音 「陌 県、山口県) (電話) 086-223-1584
	111111111111111111111111111111111111111
	(FAX) 086-224-2081
	(電子メール) REO-CHUSHIKOKU@env. go. jp
	事務所 〒760-0023
	香川県、愛媛 高松市寿町2-1-1 高松第一生命ビ
県、 高知	
	(電話)087-811-7240
	(FAX) 087-822-6203
	(電子メール)MOE-TAKAMATSU@env.go.jp
九州地方環	境事務所 〒860-0047
(福岡県、	佐賀県、長崎│熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号熊
県、 熊本	県、大分県、 本地方合同庁舎B棟4階
宮崎県、	鹿児島県、沖 (電話) 096-322-2410
縄県)	(FAX) 096-322-2466
	(電子メール) REO-KYUSHU@env.go.jp
バーゼル法のみ	

メラプス 2 バ 月 触 品 東 か (注 チ プ ス ラ 使 リ 遊 び 電 い 済 及 電 等) か は 中 自 動 に か に か に か に か に か に か に か に か に か に	一般財団法人 日本環 境衛生センター バーゼル条約輸出入規 制事前相談課	〒210-0828 川崎市川崎区四谷上町10-6 (電話)044-288-4941 (FAX) 044-288-4946 (電子メール)basel@jesc.or.jp
上記以外	経済産業省 産業技術環境局 環境指導室	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 (電話) 03-3501-1511 (内線 3551) (FAX) 03-3580-6329 (電子メール) basel@meti.go.jp

注1:メタルスクラップとは、鉄、アルミ、銅等の単体金属(合金を含む)及びこれら複合されたミックスメタルで、自動車部品、電気・電子部品の屑等を含む。

注2:プラスチックスクラップとは、ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリ塩化ビニル等。

<参考> 輸出入する貨物がバーゼル法の規制対象物となるか否かの目安となる「バーゼル法関連簡易該非判断システム」を経済産業省Webサイトに掲載していますので、ご活用ください。URLは、次のとおりです。

http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/10/bsimple_judgm entsys/

(2)相談方法等

添付の事前相談書に、記入要領に従って必要事項を記入し、必要な書類を添付のうえ、上述の相談窓口に郵送又は FAX により事前に送付の上、ご相談ください。

送付された場合は、その旨、送付した相談窓口に電話にてご連絡ください。ご連絡がない 場合は、原則として事前相談を受け付けませんので、ご注意ください。

なお、事前相談は、原則として輸出又は輸入しようとするご本人が行ってください。 事前相談のほか、次の資料又はその写しの提出をお願いしています。

<基本的に提出が必須のもの>

- ① インボイス (管理システムは、このインボイス番号で管理されています。)
- ② 輸出入契約書
- ③ 国内取引伝票(請求書、領収書等)
- ④ 貨物全体の写真(異なる貨物や種類が異なる物は、それごとの写真で鮮明なもの。) <必要に応じて提出いただくもの>
 - ⑤ 成分分析表
 - ⑥ 分析サンプルの写真
 - ⑦ 企業概要
 - ⑧ その他

事前相談をお受けした場合にも、質問をし、必要な追加書類の提出をお願いする場合があり、相談の助言には、ある程度の日数を要します。時間的な余裕をもって、ご相談ください。 ご相談日にインボイス番号が確定していない場合もあり得ますが、この場合、相談窓口にお問い合わせください。

参考:(一財)日本環境衛生センターの場合

提出書類の不足等がない場合やセンターからの質問に対し回答をいただいた場合、 ご相談を受けた日(質問の回答を得た日)の次の業務日までに助言するよう努めていま す。管理システムには、その助言した日の次の業務日の午前中に登録するよう努力して います。なお、税関申告予定日(当日)のご相談は、基本的にお受けできません。

地方環境事務所、経済産業省の場合

両省では、(一財) 日本環境衛生センターで受け付けている貨物以外の、比較的、該 非判断が難しい貨物等のご相談を受け付けており、確認させていただく点が多いことか ら、審査にあたり日数を要することにご留意ください。(貨物の内容によっては、環境 省(本省)と経済産業省で調整、協議するものもあります。)

なお、事前相談の助言は、先述(第2章参照)したとおり、口頭でいたします。また、ご 提出いただいた資料は、原則返却いたしません。

経済産業省の当該事前相談に係る委託事業は、年度が変わると受託者が変更となる場合も ありますので、ご注意ください。(平成28年度:(一財)日本環境衛生センター)

◆手続き関係法規

○特定有害廃棄物等の輸出入の規制に関する法律(抜粋)(平成四年十二月十六日法律第百八号)

(輸出の承認)

第四条 特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、<u>外国為替及び外国貿易法</u> (昭和二十四年法律第二百二十八号) <u>第四十八条第三項</u> の規定により、輸出の承認を受ける義務を 課せられるものとする。

- 2 経済産業大臣は、その輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずるおそれのある 大気の汚染、水質の汚濁その他の環境の汚染(以下単に「環境の汚染」という。)を防止す るため特に必要があるものとして経済産業省令、環境省令で定める地域を仕向地とする経 済産業省令、環境省令で定める特定有害廃棄物等の輸出について前項の承認の申請があっ たときは、その申請書の写しを環境大臣に送付するものとする。
- **3** 環境大臣は、前項の規定により申請書の写しの送付があったときは、その申請書に係る特定有害廃棄物等の処分について環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているかどうかを確認し、その結果を経済産業大臣に通知するものとする。
- 4 経済産業大臣は、前項の規定により環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている旨の環境大臣の通知を受けた後でなければ、第一項の輸出の承認をしてはならない。

(輸出移動書類の交付等)

- **第五条** 経済産業大臣は、前条第一項の輸出の承認をしたときは、速やかに、その承認を 受けた者に対し、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類(以下「輸出移動書類」という。) を交付しなければならない。
- 2 経済産業大臣は、前項の規定により輸出移動書類を交付したときは、当該輸出移動書 類の写しを環境大臣に送付するものとする。
- 3 第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、当該輸出移動書類が汚損され、 又は失われたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業 大臣に届け出なければならない。この場合において、当該輸出移動書類の交付を受けた者 は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に申請し、その再交付を受けるこ とができる。
- 4 第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、前項後段の規定により輸出移動書類の再交付を受けた場合において、その失われた輸出移動書類を回復するに至ったときは、経済産業省令で定めるところにより、当該輸出移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 5 輸出移動書類の様式は、経済産業省令で定める。

(輸出特定有害廃棄物等の運搬)

- 第六条 前条第一項の規定により輸出移動書類が交付された特定有害廃棄物等(<u>関税法</u>(昭和二十九年法律第六十一号)<u>第六十七条</u>の規定による輸出の許可を受けたものに限る。以下「輸出特定有害廃棄物等」という。)の運搬を行う場合は、当該輸出移動書類を携帯してしなければならない。
- 2 前項の規定により輸出移動書類を携帯して運搬を行う者は、当該輸出移動書類にその 輸出特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付その他の経済産業省令、環境省令で定める事 項を記載し、かつ、署名しなければならない。
- 3 輸出特定有害廃棄物等の運搬を行う場合は、当該輸出特定有害廃棄物等に係る輸出移動書類に記載された内容に従ってしなければならない。ただし、当該輸出特定有害廃棄物等の運搬について第十四条第一項の規定又は同項ただし書の政令で定める法律の政令で定める規定による命令がされた場合は、この限りでない。

(輸出移動書類に係る届出)

第七条 第五条第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、 経済産業省令、環境省令で定めるところにより、当該輸出移動書類を添付して、遅滞なく、 その旨を経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

- 一 輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等の輸出又は運搬を行わないこととなったとき。
- 二 輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等を失ったとき。

(手数料)

第十七条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

- 一 輸出移動書類の交付を受けようとする者
- 二 輸出移動書類の再交付を受けようとする者
- 三 輸入移動書類の交付を受けようとする者
- 四 輸入移動書類の再交付を受けようとする者

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令(抜粋)(平成五年九月三日政令第二百八十二号)

(手数料)

第六条 <u>法第十七条</u> の規定により別表第四の上欄に掲げる者が納付しなければならない 手数料の額は、同表の中欄に定める金額(電子申請(<u>行政手続等における情報通信の技術</u> <u>の利用に関する法律</u> (平成十四年法律第百五十一号) <u>第三条第一項</u> の規定により<u>同項</u> に 規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。)による場合にあっては、 同表の下欄に定める金額)とする。

別表第四 (第六条関係)

	納付しなければならない者	金額	電子申請による場合に おける金額
_	輸出移動書類の交付を受けようとする者	一万二千円	一万六百円
	輸出移動書類の再交付を受けようとする者	九千七百円	八千三百円
三	輸入移動書類の交付を受けようとする者	一万六千七百円	一万五千三百円
四	輸入移動書類の再交付を受けようとする者	九千七百円	八千三百円
五	輸入移動書類の書換えを受けようとする者	一万七千五百円	一万五千七百円

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則(平成五年十月七日総理府・厚生省・通商産業省令第一号)

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)第六条第二項、第七条、第十条第二項、第十二条及び第十三条の規定に基づき、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則を次のように定める。

(輸出移動書類に記載すべき事項)

第一条 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 (以下「法」という。)<u>第六条第二項</u>の経済産業省令、環境省令で定める事項は、当該輸出特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付、運搬を開始した日付及び運搬手段とする。

(輸出移動書類に係る届出)

第二条 <u>法第五条第一項</u> の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、<u>法第七条第一号</u> 又は<u>第二号</u> に該当する場合には、様式第一による届出書により、経済産業大臣及び環境大臣 に届け出なければならない。

(輸入移動書類に記載すべき事項)

- 第三条 <u>法第十条第二項</u> の経済産業省令、環境省令で定める事項は、輸入特定有害廃棄物等の運搬を行う者については、当該輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付、運搬を開始した日付及び運搬手段とする。
- 2 <u>法第十条第二項</u> の経済産業省令、環境省令で定める事項は、輸入特定有害廃棄物等の 処分を行う者については、当該輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付及び量並びに処 分を予定している日付又は行った日付及び処分の方法とする。

(輸入移動書類に係る届出)

第四条 輸入移動書類(当該輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等が<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</u>(昭和四十五年法律第百三十七号)<u>第二条第一項</u>の廃棄物に該当する場合を除く。以下この項及び次条第一項において同じ。)の交付を受けた者等は、<u>法第十二条第一項第一号</u>に該当する場合には、様式第二による届出書により、第六条第一項に定める様式第四及び同条第二項に定める様式第五による通知書の写しを添付して、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

第五条 輸入移動書類の交付を受けた者等は、<u>法第十二条第一項第二号</u> 又は<u>第三号</u> に該当する場合には、様式第三による届出書により、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

(通知)

- 第六条 輸入移動書類に係る処分を行う者は、正当な事由のない限り、当該輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日から三営業日以内に、様式第四による通知書により、第三条第二項に定める事項を記載し、かつ、引渡しを受けたことを確認する署名を行った当該輸入移動書類の写しを添付して、法第十三条第一号 及び第二号 に定める者に通知しなければならない。
- 2 輸入移動書類に係る処分を行う者は、正当な事由のない限り、当該輸入移動書類に記載された内容に従って輸入特定有害廃棄物等の処分を行った日以後速やかに、遅くとも当該日から三十日以内に、様式第五による通知書により、第三条第二項に定める事項を記載し、かつ、処分したことを確認する署名を行った当該輸入移動書類の写しを添付して、<u>法第十三条第一号</u>及び<u>第二号</u>に定める者に通知しなければならない。
- **3** 前二項の規定による通知をした者は、その通知書の写し(輸入移動書類の写しを含む。) を、五年間保存しなければならない。

(身分を示す証明書)

第七条 法第十六条第三項 の証明書の様式は、様式第六のとおりとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この命令は、法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一○年一一月六日総理府・厚生省・通商産業省令第一号) この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年八月一四日総理府・厚生省・通商産業省令第一号)

この命令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一四年三月二九日環境省令第一○号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日経済産業省・環境省令第六号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の目前に特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第五条第三項若しくは第九条第二項又は特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令の一部を改正する省令(平成二十七年経済産業省令第六十四号)による改正前の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令(平成五年通商産業省令第六十一号)第三条第一項若しくは第四条第一項の規定により申請された輸出移動書類又は輸入移動書類に係る特定有害廃棄物等については、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式第一・第二・第三・第四・第五・第六 (略)

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令 (平成五年十月七日通商産業省令第六十一号)

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)第五条第三項、 第四項及び第五項(同法第九条第四項において準用する場合を含む。)、第九条第二項及び第 三項並びに第十条第四項の規定に基づき、並びに同法の規定を実施するため、特定有害廃棄 物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令を次のように定める。

(輸出移動書類の交付)

- 第一条 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 (以下「法」という。)<u>第五条第一項</u>の輸出移動書類の交付を受けようとする者は、様式第一による申請書二通を経済産業大臣に提出しなければならない。
- 2 経済産業大臣は、前項の申請が輸出の承認の内容と一致することを確認したときは、 速やかに、当該申請書にその旨を記入し、輸出移動書類としてそのうち一通を申請者に交付 しなければならない。

(輸出移動書類等の汚損等の届出及び再交付の申請)

- 第二条 <u>法第五条第三項</u> 又は<u>法第九条第二項</u> の規定による届出は、様式第二による届出書を経済産業大臣に提出してしなければならない。この場合において、輸出移動書類又は輸入移動書類(以下「輸出移動書類等」という。)が汚損されたために届け出るときは、当該輸出移動書類等を届出書に添付しなければならない。
- 2 <u>法第五条第三項</u> 又は<u>第九条第二項</u> の規定による申請は、様式第三による申請書を経済産業大臣に提出してしなければならない。

(紛失した輸出移動書類等の回復の届出)

第三条 <u>法第五条第四項</u> 又は<u>第九条第三項</u> の規定による届出は、様式第四による届出書に、回復した輸出移動書類等を添付し、経済産業大臣に提出してしなければならない。 (輸入移動書類の交付)

- **第四条** <u>法第九条第一項</u> の輸入移動書類の交付を受けようとする者は、様式第五による申請書二通に、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類及びその写し各一通を添付し、経済産業大臣に提出しなければならない。
- **2** 経済産業大臣は、前項の申請について<u>法第九条第一項</u>の確認をしたときは、速やかに、 当該申請書にその旨を記入し、そのうち一通に前項の移動書類を添付し、輸入移動書類とし て申請者に交付しなければならない。

(輸入移動書類の記載内容と異なる運搬の届出)

第五条 <u>法第十条第四項</u> の規定による届出は、様式第六による届出書に、輸入移動書類を 添付し、経済産業大臣に提出してしなければならない。

附則

この省令は、法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一二年一一月二九日通商産業省令第三六九号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、様式第一から様式第三まで及び様式第六の改正規定(「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日経済産業省令第六四号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の目前に特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第五条第三項若しくは第九条第二項又はこの省令による改正前の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令第三条第一項若しくは第四条第一項の規定により申請された輸出移動書類又は輸入移動書類に係る特定有害廃棄物等については、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式第一・第二・第三・第四・第五・第六 (略)

○特定有害廃棄物等の輸出承認について

輸出注意事項 5 第41号(5.12.14)

最終改正:輸出注意事項28第10号(28.3.18)

輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第2の35の2の項(1)に掲げる特定有害廃棄物等の輸出の承認については、「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号)によるほか、平成5年12月16日から下記により行います。

記

1 適用地域

適用地域は、全地域(南緯60度の線以北の公海及び台湾を除く。ただし、他の外国の地域を経由して南緯60度の線以北の公海に輸出する場合にあっては、当該外国の地域を仕向地とみなし適用地域に含まれるものとする)とする。

2 適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の35の2の項(1)に掲げる貨物(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等(以下「特定有害廃棄物等」という。))とする。

なお、特定有害廃棄物等の具体的範囲については、特定有害廃棄物等の輪出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに掲げる物に関し定める件(平成10年環境庁・厚生省・通商産業省告示第1号。以下「告示」という)有害廃棄物等の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(平成5年条約第7号。以下「条約」という)附属書II並びに経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要な物を定める省令(平成13環境省令第41号。以下「OECD省令」という。)を参照のこと。

3 輸出承認の申請

(1) 輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする者は、輸出承認申請書2通を、次に掲げる表の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「提出先」に提出するものとする。

貨物の種類	提 出 先
経済産業省貿易経済協力局貿易管理 部	経済産業省貿易経済協力局貿易管理 部農水産室
農水産室の所管に係るもの(農林畜	
対象貨物のうち、上に掲げるもの以外	貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(注)輸出しようとする貨物が上記2に該当するか否かについて等の問合せ先…産業技術環境局環境政策課環境指導室

(2) 輸出承認申請の際の添付書類

経済協力開発機構の加盟国(以下「OECD 加盟国」という)向けであって、OECD 省令に掲げるものの輸出の場合と経済協力開発機構の非加盟国(以下「OECD 非加盟国」という)向け又はOECD 加盟国向けであってOECD省令に該当しないものの輸出の場合において提出書類が異なる。

① 共通事項

- イ 輸出承認申請理由書 1 通 (申請理由書様式によるもの)
- ロ 申請者が法人である場合は登記簿の謄本、個人である場合は住民票の写し 1 通(ただし、輸出承認の申請実績が無い場合又は前回申請時までに提出した当該 書類に記載された事項に変更が生じた場合に限る。)
- ハ 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 1通
- 二 特定有害廃棄物等の運搬の手段及び経路(輸出入地点)の詳細を記載した貨物 のフロー図 1通
- ホ 適用品目が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という)第2条第1項に規定する廃棄物に該当する場合は同法第10条第1項(同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む)の規定 に基づく環境大臣の輸出の確認書(同法第10条第2項(同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む)に規定する者が輸出しようとする場合を除く。)の写し 1通
- へ 適用品目に係る輸出移動書類(申請書) 2通
- ト 別紙様式(通告書)に示す書類 1通
- チ その他の必要と認められる書類
- ② OECD 加盟国向けの場合(OECD 省令に掲げる物に限る。)

申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の契約書、又は当該特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間の契約に相当する取決めの書類(当該契約等には、輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。) 1通

- ③ OECD 非加盟国向け又はOECD 加盟国向けであってOECD 省令に該当しないものの場合
 - イ 申請の理由に関する次の書類 各1通
 - i 輸出される特定有害廃棄物等を環境上適正かつ効率的な方法で処分するため の技術上の能力及び必要な施設処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しな

いとの理由で申請を行う場合には申請者がそのように判断した根拠を示した書 類

- ii 輸出される特定有害廃棄物等が輸入国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合には、処分者が輸入国において当該特定有害廃棄物等を再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要としている旨の宣言書
- ロ 申請者、運搬者及び処分者が輸出、運搬又は処分を確実に実施するに足る経理的 基礎及び技術的能力を有することを証する次の書類(申請日の前年度のもの)各1 通
 - i 申請者にあっては資金調達方法、貸借対照表、損益計算書、再輸入又は代替 措置を実施する際の経費に関する見積もり等を示す書類
 - ii 運搬者又は処分者にあっては、資本金、売上高等に関する書類
- ハ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の、環境の保全上適正な運搬及び処分が 行われることを明記した契約書又はその契約を証するに足る書類の原本及びそ の写し 各1通
- 二 輸入国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合には、当該措置を講じたことを証明する書類の原本及びその写し 各1通
- ホ 特定有害廃棄物等の排出に関する次の書類 1通 排出事業場の名称、所在地、排出施設及び排出工程
- へ 特定有害廃棄物等の処分(特定有害廃棄物等の処分に伴って生じる残滓の処分 を含む)に関する次の書類 各1通
 - i 処分のための施設の種類、設置場所、処分能力、処分方式、処分工程図、 年間処理計画、過去の実績
 - ii 処分のための施設の構造の平面図、立面図、断面図及び設計計算書(最終処分場にあっては、周辺の地形、地質、地下水の状況を示す書類)
 - iii 処分者又は処分のための施設に対する公的な許可等の書類がある場合は当該 書類
 - iv 特別な取扱いの指示
- ト 輸入国における特定有害廃棄物等の処分(特定有害廃棄物等の処分に伴って生 ずる残滓の処分を含む)に関する規制及び環境保全対策に関する次の書類 各1 通
 - i 輸入国における環境関連規制の遵守の状況
 - ii 大気汚染防止対策(排ガスの処理方法、排ガスの量及び性状)水質汚濁防止対策(排水の処理方法、排水の量及び性状、放流の方法、放流先の水質の状況)等の環境保全対策
 - iii その他の環境保全上の対策であって、環境保全上適正な方法で処分される と処分者(処分に伴って生じたものの処分者を含む)が評価している根拠とな る情報
- チ 適用品目についての輸出承認の申請をしようとする者の署名のある次 の書類 各1通
 - i 有害物質の含有の程度及び有害特性の内容を示す書類
 - ii 条約付属書Ⅰ及びⅡの該当するY番号、条約付属書Ⅲの該当するH番号、告示における該当箇所及び国際連合分類区分

4 輸出の承認

(1) 上記2に規定する貨物(OECD 省令に掲げる物に限る)のOECD 加盟国向けの輸出 承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認し、当該適用品 目の輸出が次の①から③までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大

臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの(上記3(2)の①共通事項ホに該当するもの)については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

① 特定有害廃棄物等の輸出について輸入国及び OECD 加盟国である通過国からの書面による同意を得ていること。

ただし、OECD 省令第2号に掲げる物の輸出に関しては、輸入国が我が国に対して行う通告の受領通知の発給の時点から起算して30日以内に輸入国及びOECD 加盟国である通過国の権限のある当局からの回答が無いことをもって同意がなされたものとみなす。

- ② 当該特定有害廃棄物等の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸入者及び 処分者の間の書面による契約、又は特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間に契約に相当する 取決めが存在すること。(当該契約等には、輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は 処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬 又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること)
- ③ その他経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規 則に関する理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合しているこ と。
- (2) 上記2に規定する貨物の OECD 非加盟国向け又は OECD 加盟国向けであって OECD 省令に該当しないものの輸出の承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認し、当該適用品目の輸出が次の①から⑨までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの(上記3(2)の①共通事項ホに該当するもの)については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

- ① 次のいずれかに該当すること。
 - イ 輸出される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法により処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しない場合。
 - ロ 輸出される特定有害廃棄物等が輸入国において再生利用産業又は回収産業の ための原材料として必要とされている場合。
- ② 条約の非締約国への輸出でないこと。
- ③ 南緯60度以南の地域における処分のための輸出でないこと。
- ④ 輸入国が輸入を禁止している特定有害廃棄物等の輸出でないこと。
- ⑤ 輸出について輸入国及び条約の締約国である通過国から書面による同意を得て いること。

ただし、条約の締約国である通過国からの同意に関しては、当該通過国が同意 を義務付けない場合において当該通過国が通告を受領した日から60日以内に 我が国が当該通過国の回答を受領しないときはこの限りでない。

- ⑥ 輸出される特定有害廃棄物等について環境保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した輸出者と処分者との間の契約の存在につき我が国が輸入国から確認を得ていること。
- ⑦ 輸入国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入又は運搬について保険、供託金若しくはその他の保証を義務付けている場合には必要な措置を講じていること。輸入国又は条約の締約国である通過国が当該保証を義務付けない場合にあっては、申請者が特定有害廃棄物等の再輸入又は代替措置を確実に実施する

経理的能力を有していること。

- ⑧ 環境大臣から環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した旨の通知を受けていること。
- ⑨ その他条約の的確かつ円滑な実施のために必要な事項を満たしていること。

5 承認の条件

適用品目について輸出承認を行う場合は、次の条件を付するものとする。

- 「1 本輸出承認証により輸出される貨物を運搬する者が、別途経済産業大臣が交付する 「輸出移動書類」を携帯し、かつ同書類に記載された内容に従って運搬するよう措置 すること。
 - 2 経済産業大臣が求める場合であって、本輸出承認証により輸出された貨物の処理が終了した場合には、それを証する書類を添付して、経済産業大臣に報告すること。
 - 3 本輸出承認証に係る貨物の輸出に関し、変更の必要が生じた場合は、経済産業大臣 に届け出てその指示に従うこと。

バーゼル法該当貨物の 輸出承認申請手続き等について <台湾編>

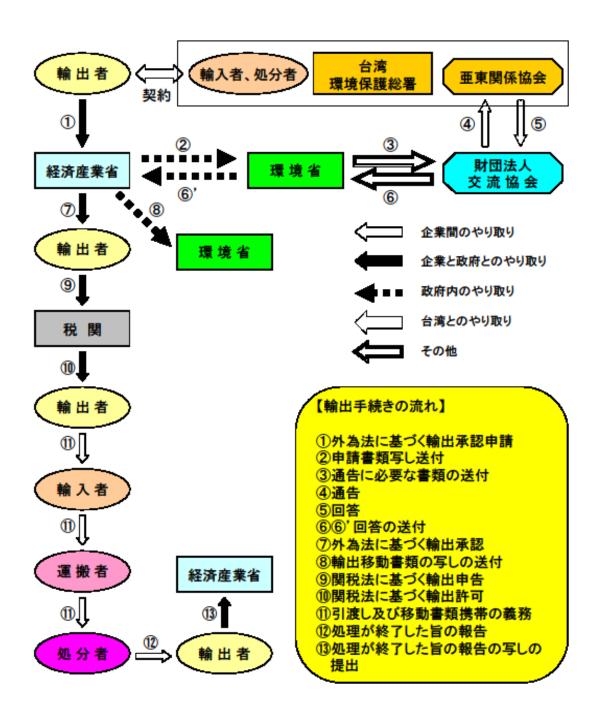
- I. 輸出するときの手続きの流れ
- Ⅱ. 輸出承認の申請手続き
- Ⅲ. 経済産業省ホームページ

<資料>

- •輸出承認申請書
- 輸出承認申請理由書
- ·別紙1「通告書」
- ・別紙1の記入上の注意事項
- ・別紙2「台湾との輸出に係る移動書類(写)届出書」
- ・別紙3「輸出移動書類」
- ・輸出移動書類(別紙3)の記入上の注意事項

(2016年12月改訂)

I. 輸出するときの手続きの流れ



Ⅱ. 輸出承認の申請手続き

特定有害廃棄物等を台湾へ輸出しようとする者は、外国為替及び外国貿易法(外為法)第48 条第3項の規定に基づき経済産業大臣の承認を受けなければなりません。

平成28年4月1日から初回の輸出承認申請に必要な書類とその後の各通関毎に提出が必要な 書類等が変更されましたのでその手続についてご説明します。

1. 輸出承認の申請

輸出承認申請の際には(1)の各書類を提出してください。また、輸出承認を受けた後、貨物を通関する際は、各通関前に(2)の各書類を提出してください。

- (1) 輸出承認申請の際に提出が必要な書類
- ① 輸出承認申請書(輸出貿易管理規則別表一の二) 2通 (両面印刷のこと)
- ② 申請者に関する次の書類 1通
 - イ 登記簿の謄本(申請者が法人である場合に限る。)
 - ロ 住民票の写し(申請者が個人である場合に限る。)
 - (注)上記の書類は、輸出承認の申請実績が無い場合又は前回申請時までに提出した当該書類に記載された事項に変更が生じた場合に限る。
- ③ 申請の理由に関する次の書類 各1通
 - イ 輸出承認申請理由書(申請理由書様式によるもの)
 - ロ 輸出される特定有害廃棄物等を環境上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の 能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しないとの理由で申請を 行う場合には、申請者がそのように判断した根拠を示した書類
 - ハ 輸出される特定有害廃棄物等が台湾において再生利用産業又は回収産業のための原材料 として必要とされている場合には、処分者が台湾において当該特定有害廃棄物等を再生利 用産業又は回収産業のための原材料として必要としている旨の宣言書
- ④ 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 1通
- ⑤ 申請者、運搬者及び処分者が輸出、運搬又は処分を確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有することを証する次の書類(申請日の前年度のもの)各1通(⑦に該当する場合を除く。)
 - イ 申請者にあっては資金調達方法、貸借対照表、損益計算書、再輸入又は代替措置を実施する際の経費に関する見積り等を示す書類
 - ロ 運搬者又は処分者にあっては、資本金、売上高等に関する書類
- ⑥ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書又はその契約を証するに足る書類の写し 1 通
- ⑦ 台湾が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を 講じることを義務付けている場合には、当該措置を講じたことを証明する書類の写し 1 通
- ⑧ 特定有害廃棄物等の排出事業場の名称、所在地、排出施設及び排出工程に関する書類 1通

- ⑨ 特定有害廃棄物等の運搬の手段及び経路(輸出入地点)の詳細を記載した貨物のフロー図 1 通
- ⑩ 特定有害廃棄物等の処分(特定有害廃棄物等の処分に伴って生ずる残滓の処分を含む。)に関する次の書類 各1通
 - イ 処分のための施設の種類、設置場所、処分能力、処分方式、処分工程図、年間処理計画、 過去の実績
 - ロ 処分のための施設の構造の平面図、立面図、断面図及び設計計算書(最終処分場にあっては、周辺の地形、地質、地下水の状況を示す書類)
 - ハ 処分者又は処分のための施設に対する公的な許可等の書類がある場合は当該書類
 - ニ 特別な取扱いの指示
- ① 台湾における特定有害廃棄物等の処分(特定有害廃棄物等の処分に伴って生ずる残滓の処分を含む。)に関する規制及び環境保全対策に関する次の書類 各1通
 - イ 台湾における環境関連規制の遵守の状況
 - ロ 大気汚染防止対策(排ガスの処理方法、排ガスの量及び性状)、水質汚濁防止対策(排水の 処理方法、排水の量及び性状,放流の方法、放流先の水質の状況)等の環境保全対策
 - ハ その他の環境保全上の対策であって、環境保全上適正な方法で処分されると処分者(処分 に伴って生じたものの処分者を含む。)が評価している根拠となる情報
- ② 適用品目についての輸出承認の申請をしようとする者の署名のある次の書類各1通 イ 有害物質の含有の程度及び有害特性の内容を示す書類
 - ロ 条約附属書Ⅰ及びⅡの該当するY番号、条約附属書Ⅲの該当するH番号、告示における該 当箇所及び国際連合分類区分
- ③ 適用品目が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)第2条第1項に規定する廃棄物に該当する場合は同法第10条第1項(同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく環境大臣の輸出の確認書(同法第10条第2項(同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。)に規定する者が輸出しようとする場合を除く。)の写し 1通
- ⑭ 別紙1に示す書類 1通
- ⑤ その他必要と認められる書類 各1通

例えば、以下の書類が必要となる場合があります(これ以外の書類が必要になることもありますのでご協力ください。)。

- イ 特別有効期間設定依頼書(承認の有効期間が6か月以上の場合又は6か月未満の場合)
- ロ 貨物に係る情報 (概要、カラー写真、成分分析表 等)
 - ※原則として、構成成分(有用物及び有害物)の含有量等が分かるものをお願いします。
- ハ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者の氏名又は名称、住所又は所在地、連絡責任者氏名、 電話、FAX番号、E-mailアドレスが確認できる名刺等の写し
- (2) 各通関毎に提出が必要な書類
- (6) 台湾との輸出に係る移動書類(写)届出書(別紙2)

- ① 移動書類の写し(平成17年12月26日付け経済産業省・環境省告示第12号の2(5) に基づくもの。) (別紙3)
- ⑧ 輸出承認証(裏面を含む)の写し 1通

(3) 提出先

経済産業省 貿易経済協力局 貿易審査課 有害廃棄物貿易審査班

住 所:〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電 話:03-3501-1659 (直通)

2. 輸出承認の基準

輸出承認は、当該申請が上記1 (1) の①から⑮までに従って行われたものであることを確認し、次の①から⑧までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの(上記(1)の⑬)に該当するもの)については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

- ① 次のいずれかに該当していること。
 - イ 輸出される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法により処分するため の技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しないこと。
 - ロ 輸出される特定有害廃棄物等が台湾において再生利用産業又は回収産業のための原材料 として必要とされていること。
- ② 台湾以外への輸出でないこと。
- ③ 台湾が輸入を禁止している特定有害廃棄物等の輸出でないこと。
- ④ 輸出について台湾から書面による同意を得ていること。
- ⑤ 輸出される特定有害廃棄物等について環境保全上適正な運搬及び処分が行われることを明 記した輸出者と処分者との間の契約の存在につき我が国が台湾から確認を得ていること。
- ⑥ 台湾が特定有害廃棄物等の輸入又は運搬について保険、供託金若しくはその他の保証を義務付けている場合には必要な措置を講じていること。台湾が当該保証を義務付けない場合にあっては、申請者が特定有害廃棄物等の再輸入又は代替措置を確実に実施する経理的能力を有していること。
- ⑦ 環境大臣から環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した旨 の通知を受けていること。
- ⑧ その他有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との取決め(2005年12月1日付け)の的確かつ円滑な実施のために必要な事項を満足していること。

3. 輸出承認の条件

輸出承認を行う場合は、次の条件を付します。

- 1 通関前に台湾との輸出に係る移動書類(写)届出書及び移動書類の写しを経済産業大臣に提出すること。移動が複数回にわたる場合は、台湾との輸出に係る移動書類(写)届出書に記載された移動累計数量が本輸出承認証の数量の範囲内であること。
- 2 本輸出承認証により輸出される貨物を運搬する者は、上記1の移動書類の原本を携帯し、かつ同書類に記載された内容に従って運搬するよう措置すること。
- 3 経済産業大臣が求める場合であって、本輸出承認証により輸出された貨物の処理が終了した 場合には、それを証する書類を添付して、経済産業大臣に報告すること。
- 4 本輸出承認証に係る貨物の輸出に関し、変更の必要が生じた場合は、経済産業大臣に届け出てその指示に従うこと。

4. 事前相談

輸出を検討されている段階で、輸出承認審査に必要となる書類等について必ず事前に環境省へ 相談してください。

【連絡先】

環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 適正処理・不法投棄対策室

住所:〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話:03-5501-3157 (直通)

Ⅲ. 経済産業省ホームページ

上記Ⅰ及びⅡにつきましては、当省ホームページにおきまして、以下のURLにて、ご案内しています。また、申請様式等につきましてもダウンロードしていただけるようになっています。

<台湾へのバーゼル貨物の輸出申請手続き>

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/01_basel/basel_ex
port1_taiwan_2.html

根拠法規	輸出貨	貿易管理規	規則第1多	条第1項第	第2号
主務官庁	経	済	産	業	省

輸出承認申請書

圣済産業大臣又は	税関長殿	ŧ	※承 認	番号	14				
申 請 者			※有 効	期限	Į				
記名押印 又は署名			申請	青年月 日					
				1 21 22					
次の輸出の承認を輸出質									
次の利用の分がある利用を	《勿旨在日第2末第1	· 人名	ソー・サー・ロー・サ	0					
文引の明細									
(1) 買 主 名		住	所						
(2) 荷 受 人		住	所						
(3) 仕 向 地			由 地						
(4) 商品内容明細									
H	TELL TE with both loss	輸出貿易管理令)	1447	н		価		額
商 品 名	型及び等級	別表第2	単 位	数	量	単	価	総	額
		貨物番号	:	k:					
				計				計	
			(ただし	、数量及	び総額が	ž	%增	加すること	がある。)
※承認又は不承認 この輸出承認申請は、	《外国為替及び外目 輸出貿易管理令第 輸出貿易管理令第	国貿易法第67条第 第2条第1項第1号 第8条第2項	1項 (及び第一号))	官により	次	孑	認 認 を付して	する。 しない。 承認する。
条件									
		組	経済産業大臣 又	に税関長	の記名押	眮			
			日 付_						
			資 格						
			595						
			記名押印						

※通 関

税関申告番号	商	品	名	船	積	数	量	送	状	金	額	積	出	港	通	関	月	日	税関記名押印

注 (1) ※印の欄は、記入しないで下さい。

経済産業大臣 殿

申請者(氏名又は名称) 印(住 所)担当者(所属部署名)(電話番号)

輸出承認申請理由書

当該貨物は、下記のとおり輸出貿易管理令別表第2の35の2の項に掲げる貨物に該当するので申請します。

記

- 1. 仕向地
- 2. 買主名及びその住所
- 3. 最終需要者名及びその住所
- 4. 輸出貨物の概要
 - (1) 貨物名(商品名、型及び等級)
 - (2) 数量及び価格
- 5. 最終需要者の用途
- 6. 輸出の理由及び経緯

(注) 用紙の大きさは、A列4番とします。

1. Reason for waste export(特定有害	廃棄物等の輸出の理由)						
\square Japan does not have the technical	capacity and the necessary facilities,						
capacity or suitable disposal sites in order to dispose of the wastes in							
question in an environmentally so	ound and efficient manner. (輸出される特定有害廃棄						
物等を環境の保全上適正かつ効率的]な方法で処分するための技術上の能力及び施設、処分						
能力又は適当な処分場所を日本が有しないため。)							
\square The wastes in question are require	ed as a raw material for recycling or						
recovery industries in Taiwan.(輔	出される特定有害廃棄物等が台湾において						
再生利用産業又は回収産業のための	原材料として必要とされているため。)						
2. Exporter/Notifier(輸出者/申請者)							
Name (氏名又は名称):							
Address(住所又は所在地):							
Contact person(連絡責任者):							
Tel, Fax, Email(電話、ファクシミリ、電子	メール):						
3. Notification (事前通告)							
☐ Single movement							
(一回の移動)							
\square Multiple movement	Total intended number of movement :						
(複数回の移動)	(予定される総移動回数)						
☐ Disposal (no recovery) operation	☐ Recovery operation *						
(処分(非回収)作業)	(回収作業)						
	*Pre-authorized recovery facility						
	(事前認定を受けた回収施設への運搬か)						
	□ yes (はい) □ no (いいえ)						
(4A 7 ± 410 A)	×\						
4. Importer/Consignee (輸入者/処分者	ī)						
Name (氏名又は名称):							
Address(住所又は所在地):							
Contact person(連絡責任者):							
Tel, Fax, Email(電話、ファクンミリ、電子	メール):						

5.	Waste generator(特定有害廃棄物等の排出	者)
	Name (氏名又は名称):	
	Address(住所又は所在地):	
	Contact person(連絡責任者):	
	Tel, Fax, Email(電話、ファクシミリ、電子メール):	
	Process and place of generation(排出過程	及び排出場所):
6.	Intended carrier(予定される運搬者)	
	Name (氏名又は名称):	
	Address(住所又は所在地):	
	Contact person(連絡責任者):	
	Tel, Fax, Email(電話、ファクシミリ、電子メール):	
7	D:	
7.	Disposal/recovery facility(処分施設) Name(氏名又は名称):	
	Name (氏名文は名称): Address (住所又は所在地):	
	Address(注例文标》(注题):	
	Contact person(連絡責任者):	
	Tel, Fax, Email(電話、ファクシミリ、電子メール):	
	Registration No. and limit of validity of	f pre-authorized recovery
	(事前認定を受けた回収施設の登録番号及び	有効期限)
8.	Code No. of disposal/recovery operation (§	処分作業のコード番号):
	Technology employed(適用される技術):	
9.	Contractual agreement between	10. Number of annexes attached :
	exporter and importer dated*:	(別添資料の数)
	(輸出者と輸入者との契約合意の日付)	
	/	
:	*See the copy of agreement attached.	
	(契約書の写しを添付すること。)	

11. Provision for insurance or financial guar (保険又は金銭的保証の条項の有無)	rantee: □yes*(有) □no (無)						
Period of validity(有効期間):							
*See details attached . (詳細について	は、資料を添付すること。)						
12. Packaging type(こん包の形態):	13. Number of packages (こん包の数):						
14. Means of transport(運搬の手段):							
15. Name, physical characteristics and cher (特定有害廃棄物等の名称、物理的特性、							
Physical state at 20℃ (20℃における物□Powder(粉末状) □Solid(固体状)□□Liquid(液状) □Gaseous(気体状) *See details attached.(詳細については、	Paste/Viscous(糊状) □Sludge(泥状) □Others(その他):						
16. Waste identification code(廃棄物同定コ □ Basel Annex Ⅷ: (バーゼル条約附属書Ⅷ) □ Other(その他)	- ド)						
17. Special handling instructions(特別な取 *See details attached.(詳細については							
18. Y number (Y番号):	19. H number (H 番号):						
20. UN class(国際連合分類区分):	21. UN number(国際連合番号):						
22. Quantity in weight and volume(重量及び体積):							
23. Intended date of movement (移動が予定されている日付): / /							

24. Point of entry and exit(輸出入地点)	
Japan (日本)	Taiwan(台湾)
25. Competent authority of Taiwan(台湾の	・)権限ある当局)
Name (名称):	
Address(所在地):	
Contact person(連絡責任者):	
Tel, Fax, Email(電話、ファックシミリ、電子メール)):
26. Information transmitted(including tech	nical description of the plant) to the
exporter or generator from the disposer	of the waste upon which the latter has
based his assessment that there was no	reason the believe that the wastes will
not be managed in an environmentally	sound manner in accordance with the laws and
regulations of Taiwan.(廃棄物の処分者	から輸出者又は排出者に送付された情報(施設に
関する技術的な記述を含む。)であって、	当該廃棄物が台湾の法令に従って環境上適正な方
法で処理されないと信ずるに足りる理由	がないとの処分の評価の根拠となったもの)
☐ Contractual agreement between expor	ter and importer(輸出者と輸入者との間の契約)
☐ Authorization by the competent authorization	ority of Taiwan on the disposal of waste
to be exported.(輸出される特定有害廃 認)	棄物等の処分に関する台湾国の権限ある当局の承
☐ Record of performance of the disposal of	of wastes to be exported. (輸出される
特定有害廃棄物等の処分の実績)	-
□ Others * (その他)	
*See details attached.(詳細については、	資料を添付すること。)
27. SUCCESIVE INTENDED CARRIER O	R NEW CARRIER IN THE CASE OF
FORCE MAJEURE(予定される運搬者)	又は不可抗力の際の新たな運搬者)
The box underneath must contain th	ne name, the address, telephone number, fax
	e of the contact person(以下の記入欄には、運搬
	話番号、ファクシミリの番号及び電子メールのア
ドレス及び連絡責任者の同様の情報が記述	

Name (氏名又は名称):
Address(住所又は所在地):
Contact person(連絡責任者):
Tel, Fax, Email(電話、ファクシミリ、電子メール):
Name (氏名又は名称):
Address(住所又は所在地):
Contact person(連絡責任者):
Tel, Fax, Email(電話、ファクシミリ、電子メール):
Name(氏名又は名称):
Address(住所又は所在地):
Contact person(連絡責任者):
Tel, Fax, Email(電話、ファクシミリ、電子メール):
28. Exporter's/Notifier's declaration(輸出者の申告)
On behalf of generators and myself, I certify that the above information is
complete and correct to the best of my knowledge. (私は、特定有害廃棄物等の排出者及
び私自身を代表して、私の知る限りにおいて、上記の情報が完全かつ正確であることを証
明します。)
Name (氏名又は名称):
Signature(署名):
Date (日付): / /

- (注) 1. ※印の欄は記入しないで下さい。
 - 2. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
 - 3. 本様式は英文のタイプ印書で記入すること。

別紙1の記入上の注意事項

<一般的注意事項>

1. 書類の記入方法について

本様式は、英文のタイプ印書で記入すること。記入内容を消したり、修正液等を上に塗ったり、訂正してはならないこと。また、署名は、如何なる方法にても複製はしないこと。

日付はすべて以下のとおり6桁の形式で示すこと。

(例)「2012年7月29日」は「29/07/12」と記入する。

2. 書類の簡所別の記入責任者について

輸出しようとする者が必要な事項を記入すること。

<各欄への記入上の具体的注意事項>

(第1欄)

特定有害廃棄物等の輸出の理由について、該当する欄に「×」印を記入すること。

(第2、4欄)

輸出者/申請者及び輸入者/処分者については、以下の事項を記入すること。

- ・氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
- ・住所又は所在地
- ・緊急の場合の連絡責任者の氏名、住所及び電話番号、ファクシミリの番号、電子メールのアドレス

(第3欄)

- ・一回の移動、複数回の移動のいずれに係る特定有害廃棄物等に関するものか(複数回の移動の場合は、 予定される総移動回数を記入すること。)、
- ・処分作業の種類は、処分(非回収)作業、回収作業のいずれに該当するか、
- ・特定有害廃棄物等は、事前認定を受けた回収施設への運搬か、

について該当欄に「×」印を記入すること。

(第5欄)

特定有害廃棄物等の排出者に関する必要な情報を提供すること。

輸出者が排出者である場合は、「SAME AS BLOCK 2」(第2欄に同じ)と記入すること。

また、特定有害廃棄物等の排出者が複数の場合には、「SEE ATTACHED LIST」(別添資料参照)と記入し、各排出者について必要な情報を記入した資料を添付すること。

(第6欄)

特定有害廃棄物等を複数の運搬者が運搬する場合又は複数の運搬者から選択する余地がある場合には、「SEE ATTACHED LIST」(別添資料参照)と記入して、各運搬者について必要な情報を記入した資料を添付すること。

(第7欄)

処分施設に関する必要な情報を記入すること。

処分施設が処分者である場合には、「SAME AS BLOCK 4」(第4欄に同じ)と記入すること。

(第8欄)

「輸出移動書類 (別紙様式3) で用いるコード表」に従って、該当するコードを記入すること。 また、特定有害廃棄物等の処分作業に用いられる技術 (工程、方法) を記入すること。

(第9欄)

通告を行う前に必要とされる、輸出者と輸入者との間の契約合意の日付を記入すること。

(第10欄)

書類に添付される資料の数を記入すること。

別添資料には添付が予定されている資料のほか、書類本体に記載できない補足的な情報を記入した資料を含む。

別添資料を添付するときは、当該記入欄に「SEE ATTACHED LIST」(別添資料参照) と記入すること。

(第11欄)

輸出者と輸入者との間の契約合意における、保険又は金銭的保証の条項の有無について、該当する欄に「×」印を記入すること。「yes」(有)の場合には、当該条項の有効期限を記入し、移動を予定どおりに行うことができない場合の第三者への損害に対する保険や代替処分を可能とする金銭的保証などの重要事項について資料を添付すること。

(第12欄)

「輸出移動書類(別紙様式3)で用いるコード表」に従って、該当するこん包の形態のコード番号を記入すること。

(第13欄)

特定有害廃棄物等のこん包の数を記入すること。

(第14欄)

「輸出移動書類(別紙様式3)で用いるコード表」に従って、該当する運搬手段の形態のコード番号を記入すること。

(第15欄)

特定有害廃棄物等の名称並びに有害な特性を示す最も重要な含有成分について、その性質及び濃度を記入すること。

「20℃における物理的状態」については、該当する欄に「×」印を記入すること。「Other」(その他)の場合には、その物理的状態を具体的に記入すること。

(第16欄)

バーゼル条約附属書Ⅷに基づいたコード記入すること。

また、廃棄物に関するその他の分類システムに基づいたコードを可能な限り記入すること。

(第17欄)

事故の場合の緊急の措置を含む特別な取扱いの必要性の有無について、該当欄に「×」印を記入すること。「yes」(有)場合には、その具体的内容(例:こん包の方法、他の物質と併せて積載しないこと)について資料を添付すること。

(第18欄)

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書 I 及びIIIの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書 I に掲げるY番号のうち該当するものを記入すること。

なお、該当するY番号がわからない場合は、経済産業省、環境省の事前相談で確認すること。

(第19欄)

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書Ⅰ及びⅢの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書Ⅲに掲げる有害な特性のうち該当するものに対応するH番号を記入すること。

なお、該当するH番号がわからない場合は、経済産業省、環境省の事前相談で確認すること

(第20欄)

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーセル条約附属書Ⅰ及びⅢの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書Ⅲに掲げる有害な特性のうち該当するものに対応する国際連合分類区分を記入すること。

なお、該当する国際連合分類区分が分からない場合は、経済産業省、環境省の事前相談で確認すること。 (第21欄)

国際連合の「危険物質の輸送に関する勧告」(Recommendations on the Transport of Dangerous Goods) に記載されている国連番号を可能な限り記入すること。

(第22、23欄)

第22欄には、特定有害廃棄物等の重量及び体積を、第23欄には、移動が予定されている日付を記入すること。

(第24欄)

日本及び台湾の権限のある当局の名称及び指定されている場合には輸出及び輸入の地点を記入すること。

(第25欄)

台湾の権限ある当局を記入すること。

(第26欄)

該当する箇所に「×」印を記入すること。また、詳細については、資料を添付すること。

(第27欄)

予定される運搬者又は不可抗力の際の新たな運搬者を記入すること。

(第28欄)

必要事項を記入すること。

経済産業大臣 殿

年月日

下記特定有害廃棄物等の貨物の台湾への輸出に関して、平成17年12月26日付け経済産業省・環境省告示第12号(有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め(2005年12月1日)の的確かつ円滑な実施を図るために必要な事項を定める件)の2(5)の規定により、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類の写しを提出いたします。

なお、当該移動書類の内容は、当該特定有害廃棄物等の輸出承認を受けた内容と相違ありません。

申請者名 記名押印又は署名 住所 電話番号(担当)

記

- 1. 輸出者/申請者 氏名又は名称: 住所:
- 2. 輸入者/処分者 氏名又は名称:住所:
- 3. 処分施設

氏名又は名称:

住所:

- 4. 特定有害廃棄物等の名称:
- 5. 輸出承認証

承認番号:

承認日:

数量:

6. 移動の状況

移動回数	移動累計数量/移動数量	通関数量

- (注) これまで移動の届出のあった累計数量及び今回までの移動の数量をそれぞれ記入してください。
- (注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別紙3

Movement document for transboundary movements/shipments of waste

1. Corresponding to notification No 通告番号:	THE HEIDER IN TURE	2. Serial/total number of sh	ninmonts *******	1		
3. Exporter 輸出者 - notifier Registration No:		4. Importer 輸入者 - consignee Registration No:				
Name 氏名/名称:		Name 氏名/名称:				
Address 住所/所在地:		Address 住所/所在地:				
11 No. 12		1985 170 40				
Contact person 連絡責任者氏名:		Contact person 連絡責任者氏名				
Tel: Fax:		Tel:	Fax:			
E-mail:		E-mail:				
5. Actual quantity 実際の運搬量: Tonnes(Mg):	m³:	6. Actual date of shipment	実際の移動日:			
1 7			JOHN 1940 H.			
7. Packaging 全てのこん包の形態 Type(s) (1)形態:	Number of packa	iges こん包数				
Special handling requirements 特別な取扱の指示: (2) Yes	No:		26			
8.(a) 1st Carrier (3) 第一運搬者:	8.(b) 2 nd Carrier 第二連續者:		8.(c) 3rd Carrier 第三連級者:			
Registration No 登録番号:	Registration No 登録番号:		Registration No 登録番号:			
Name 氏名/名称:	Name 氏名/名称:		Name 氏名/名称:			
Address 住所所在地:	Address 住所所在地:		Address 住所/所在地:			
Addices Environes.	Addicoo Environese.		/ Iddi Coo EE/// ///EAE.			
Contact noman statute to the	Contact nomen states as as		Contact namen statements:			
Contact person 連絡責任者:	Contact person 連絡責任者:	F	Contact person 連絡責任者:	F		
Tel: Fax:		Fax:	Tel:	Fax:		
E-mail:	E-mail:		E-mail:			
			More than 3	Carriers 連搬者が3者より多い場合 ⁽²⁾		
Means of transport 運搬手段(1):	Means of transport 運搬手段(1)	,	Means of transport 運搬手段	(1):		
Date of receipt/transfer 引渡しを受けた日付/運搬を開始した日付.		を受けた日付/運搬を開始した日付		しを受けた日付/運搬を開始した日付		
Date of recorpt tariology state of the state	Bate of recorporation stage	EXTENT MEMORIPHOTENTS.	Date of receipt data loter 5/18	ひと文(アニロド) 定版と所知したロド		
Cignoturo was:	Signatura wa:		Signature 署名:			
Signature #4:	Signature 署名:	44 Dianagalkaaayanyanan				
9. Waste generator(s) - producer(s) 全ての発生者—生産者 (5):		11. Disposal/recovery opera				
Registration No 登録番号:		D-code 分類コードD/R-code 分		(?)		
Name 氏名/名称:		12. Designation and compo	sition of the waste 廃棄物の	名称及U組成(2):		
Address 住所/所在地:						
119710						
Contact person 連絡責任者氏名:						
Tel: Fax:		13. Physical characteristics	物理的特性 (1):			
E-mail:		,				
Site of generation 発生場所(2):						
oto ot gottorador yezasinici.		14 Mosts identification				
40 Disposal facility	Was a	14. Waste identification 廃棄 (fill in relevant codes)*(required to state) 関連:		KTB		
10. Disposal facility 処分施設 or recovery facility 又は回り	以施設	The same of the sa				
Registration No 登録番号:		Basel Annex VIII (or IX if applicable) 7 ✓ 12				
Name 施設名:		Other (specify) その他 (明細を記述のこ	(실)			
Address 住所/所在地:						
Contact person 連絡責任者:		Y-code*Y番号:				
Tel: Fax:		H-code*H番号 ®	/			
E-mail:		UN class 国際連合分類区分(1):	(7)		
Actual site of disposal/recovery 実際の処分/回収の場所 ⁽²⁾ :						
Actual site of disposal/fectovery 美宗の処分/国域の場所で、		UN Number 国際連合番号:	D.			
45 5		Customs code(s) (HS) * 輸出入統計品目				
15 Exporter's - notifier's / generator's - producer's (4) declar certify that the above information is complete and correct applicable insurance or other financial guarantee is in force of	「ation 輸出者による申告:	contifu that locally antomorphic	writton contractual obligation	no have been entered into that any		
annicable insurance or other financial guarantee is in force of	overing the transhoundary mo	ovement and that all necessari	r whiten contractual obligation v consents have been receiv	ris nave been entered into, that any red from the competent authorities of		
Japan.	overling the transboundary like	Vorticité di la tilat dil ricoccodi	y consens have been recen	ica ilom tile competent dationites of		
上記の情報は私の知る限りにおいて完全かつ正確であることを証明します。	また、法的効力のある書面による契約	義務条項が締結されていること、越	能移動に対して適用される保険又は	金銭的保証が有効であること、及び、日本の権		
限ある当局から全ての必要な同意を得ていることを証明します。						
N	ln r		lo: 1 -:			
Name 氏名/名称:	Date 目付:		Signature 署名:			
16. For use by any person involved in the transboundary	movement in case additional	information is required:	-			
越境移動の関係者による追加的な情報が必要な場合の使用欄						
17 Chinmont received by importor concigned (if not facil	itu). Doto =	и: Nor	mo = 4 /4%:	Signature 署名:		
17. Shipment received by importer - consignee (if not facil 輸入者による廃棄物の受領(処分・回収施設での受領でない場合)	ity): Date ⊟	fy. INdi	Me 氏名/名称:	Signature 著名.		
	IDI ETER RURIORGO II IR	EQQUEDIT EACH IT!				
	MPLETED BY DISPOSAL / RI					
18. Shipment received 廃棄物の受領		19. I certify that the dis	sposal/recovery of the w	aste described above has been		
at disposal facility 処分施設口 or recovery facility 又は垣	叫 加	completed. 上記に記載した廃	棄物について確かに処分又は回収し	ました。		
Date of reception 引渡しを受けた日付: Accepted 受入	□ Rejected 拒否*:□	Name 氏名/名称:				
immediately contact competent authorities "ただちに権限のある当局に連絡すること		Date 时:				
Quantity received 引渡しを受けた量: Tonnes (Mg):	m³:	Signature and stamp 署名及7	CHRED.			
Approximate date of disposal/recovery 処分を予定している日付:	m.	orginaturo and stamp 看有及(ZITH-			

Disposal/recovery operation 処分の方法 ⁽¹⁾ :						
Name 氏名/名称:						
Date 目付:						
Signature 署名:						

- (1) See list of abbreviations and codes on the next page 次ページの軽語及び分類記号一覧を参照すること。
 (2) Attach details if necessary 必要な場合料理を添付すること。
 (3) If more than 3 carriers, attach information as required in blocks 8 (a,b,c). 運搬者が3社より多い場合、第8欄a,b,c)の必要事項と同様の情報を添付すること。
 (4) Required by the Basel Convention 非のECD 加盟国向「特出の際の必要事項
 (5) Attach list if more than one 複数の場合、一覧を添付すること。

(5) Attach list if more than one 複数の場合、一覧を添付すること。FOR USE BY CUSTOMS OFFICES (if required by national legislation)							
20. Enforcement by the customs office of Japan (日本の税関による保証)	21. Enforcement by the customs office of Taiwan (台湾の税関による保証)						
The waste described overleaf has left on:	The waste described overleaf has entered on:						
Signature:	Signature:						
Stamp:	Stamp:						

```
List of Abbreviations and Codes Used in the Movement Document 移動書籍で使用する略談及び分籍記号一覧
    DISPOSAL OPERATIONS (block 11) 処分件業 (第11 棚) Deposit into or onto land, (e.g., jandfill, etc.) 地中又は地上への投業 (例えば、埋立て) Deposit into or onto land, (e.g., injection of found or studgy discards in soils, etc.) 土壌処理 (例えば、液状又は形状の廃棄物の土中における生物分解) Depo pringetion, (e.g., injection of pumpable discards into wells, salf domes or naturally occurring repositories, etc.) 地中の深部への注入 (例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能 かないませい (中央) は、中央 (日本) は、
                                     D9
Storage pending any of the operations in this list この一覧に関げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

RECOVERY OPERATIONS (block 11) 回収作業 (第 11 欄)

Use as a fuel of other than in dired incineration) or other means to generate energy (Basel/OECD) - Use principally as a fuel or other means to generate energy (EU)

燃料としての利用 (開酵飲却を除く。) 又はエネルギーを得るための他の手段としての利用 (/ 一ゼル条約及び 0Eの)決定) - 主として燃料としての利用又はエネルギーを得るための他の手段としての利用 (D)

Solvent reclamation invergeneration in signorularia (Ed)

Recycling/reclamation of organic substances which are not used as solvents 溶液化として使用しない有機物の再生利用又は回収利用

Recycling/reclamation of offers invergence melenals その他の無機物の再生利用又は回収利用

Recycling/reclamation of other invogranc melenals その他の無機物の再生利用又は回収利用

Regeneration of other invogranc melenals その他の無機物の再生利用又は回収利用

Regeneration of other invogranc melenals その他の無機物の再生利用又は回収利用

Recovery of components used for pollution abalement 汚染の除去のため、世界したため回収

Recovery of components from catalysts 触線からの成分の回収

Recovery of components from catalysts 触線からの成分の回収

Used offerencing or other reuses of previously used of 使用形式の原理が表現し促立つ土壌処理

Land treatment resulting in benefit to agriculture or ecological improvement 農業又は生態元の水原理トを力を対象を利用

Exchange of wastes for submission to any of the operations numbered R1-R1f it からR1 までに掲げる作業から得られた頻繁の元規

Accumulation of material intended for any of the operations numbered R1-R1f it からR1 までに掲げる作業から機変的交換
   PACKAGING TYPES (block 7) こん色の彩態(第 7 欄)
1. Drum ドラム缶 2. Wooden barrel 木棒 3. Jerrican ジェリー缶 4. Box 箱 5. Bag 袋 6. Composite packaging 混合こん包 7. Pressure receptacle 圧縮容器
8. Bulk ぱら横み 9. Other (specify) その他(明細を記入すること)
   MEANS OF TRANSPORT (block 8) 運動輸送手段 (第6欄) R = Road 道路 T = Train/rail 鉄道 S = Sea 海路 A = Air 空路 W = Inland waterways 内水稅路
   PHYSICAL CHARACTERISTICS (block 13) 物理的特性 (第 13 欄) 1 Powdery / powder 砂井又は粉 2 Solid 画味味 3. Viscous / paste 高粘着性/糊狀 4. Sludgy 泥状 5. Liquid 液状 6. Gaseous ガス状 7. Other (specify) その他 (明細を記入すること)
## Curber (specially その他 (明陽を記人すること)

## Curber (specially その他 (明陽を記人すること)

## Curber (specially その他 (明陽を記人すること)

## Curber (specially 年の他 (明陽を記人すること)

## Curber (specially 年の仲 (明陽を記人すること)

## Curber (specially 年の中 (specially 4年)

## Curber (specially 4年)

#
```

Further information, in particular related to waste identification (block 14), i.e. on Basel Annexes VIII and IX codes, OECD codes and Y-codes, can be found in a Guidance/Instruction Manual available from the OECD and the Secretariat of the Basel Convention 詳細に関して、特に廃棄物の同定(第 14 欄)に関連するバーゼル条約解書を取るび次の分類記号、0EO 決定の分類記号及びY番号については、0EO 及びドーゼル条約事務局のガイダンス又は手引書で見ることができる。

輸出移動書類(別紙3)の記入上の注意事項

<記入上の注意点>

記入は、英語で、ブロック体の大文字を用いて記入すること。代表者氏名には大文字の 署名を添えること。原本を2部提出すること。

日付は6桁の表記を用いること。例えば、2015年9月1日は01.09.15(日、月、年)と表すこと。

附属書類を添付して追加的な情報を提供する必要がある場合は、該当する欄に添付資料の参照番号を記入すること(例えば、「SEE ATTACHED SHEET No.1」。添付書類は通し番号 (No.) を付すこと。また、該当する欄番号を引用すること(例えば、添付書類に「BLOCK 1」と記入)。

第1欄~第16欄は、輸出者が記入すること。ただし、第8欄(a)から(c)の運搬手段、移動日及び署名については、申請時ではなく、運搬を開始した後に実際の運搬人(又は当該運搬人と同一法人に属する代理の者)が記入する。

欄中の脚注番号(1)~(5)については、欄外の脚注を参照すること。

<各欄の記入要領>

- 第1欄:通告番号は、輸出承認時に経済産業省から告知される番号を記入すること。
- 第2欄:複数回の移動に関する包括的通告の場合は、移動番号(何回目の移動であるか) と通告書の第4欄に表示した予定総移動回数を記入する(例えば、11回の包括的通告の 場合の4回目の移動であれば、「4/11」と記入)。移動が1回のみの通告の場合は、1/ 1と記入する。
- 第3欄及び第4欄:輸出者及び輸入者について、通告書の第1欄及び第2欄に記載された ものと同じ情報を記入すること。
- 第5欄:運搬する実際の特定有害廃棄物等の重量をトン(1メガグラム(Mg)又は1,000kg)で、あるいは体積を立方メートル(1,000 リットル)で表記すること。キログラムやリットルのような他のメートル法の単位でも表記も可能であるが、用いる場合は、書類上の単位を削除の上、使用する計量単位を表記すること。
- 第6欄:本欄は申請時ではなく、関税法第67条に規定する輸出の許可を受けた後、実際に移動を開始した日付を記入する。当然のことであるが、日付は有効期間内でなくてはならない。関係する別の権限のある当局が異なる有効期間を付与している場合、全ての権限のある当局の同意において一致する有効な期間内にのみ移動を行うことができる。
- 第7欄:こん包の形態は、「移動書類で使用する略語及び分類記号一覧」に記載されている 分類記号を用いて表示すること。特別の取扱いの指示とは、特定有害廃棄物等の発生者 が従業員に対して取扱いの指示をするような健康や安全に関する情報である。そうした 指示のある場合は、「Yes」を選択し、別紙に情報を記載し、添付すること。貨物のこん 包数も記入する。
- 第8欄(a)、(b) 及び(c): 実際の運搬者ごとに、氏名又は名称、住所又は所在地(国名を含む)、連絡責任者の氏名、電話番号、ファックス番号(国番号を含む)、及び電子メールアドレスを記入すること。運搬者が3者より多い場合は、所定の一覧様式に記入し、

- 添付すること。運搬手段及び移動日の記入並びに署名は、申請時ではなく、運搬を開始 した後に実際の運搬人(又は当該運搬人と同一の法人に属する代理の者)が行う。貨物 の連続する輸送それぞれについて、新規の運搬者が同じ要請に従うとともに、書類への 署名も行わなければならない。
- 第9欄:発生者に関して、通告書の第9欄に記載された情報を記入すること。
- 第 10 欄及び第 11 欄:通告書の第 10 欄及び第 11 欄に記載された情報を記入すること。処分者が輸入者でもある場合、第 10 欄に「SAME AS BLOCK 4」(第 4 欄に同じ)と記入すること。
- 第 12 欄、第 13 欄及び第 14 欄:通告書の第 12、13 及び 14 欄に記載された情報を記入すること。
- 第 15 欄:輸出者は、記載された情報が正確であることを確認する等し、署名及び署名した日付を記すこと。
- 第 16 欄:越境移動の関係者が追加的な情報が必要とされる特別な場合に用いることができる(例えば、別の輸送機関への積替えを行う港についての情報、コンテナの数や識別番号、又は権限のある当局が移動を承認したことを示す追加の証拠や押印等)。
- 第 17 欄:輸入者が処分者でも回収者でもない場合及び特定有害廃棄物等が輸入国に届けられた後に輸入者が特定有害廃棄物等の責任者となった場合には、輸入者は、その氏名 又は名称、署名及び署名を行った日付を記入すること。
- 第 18 欄:処分施設の権限を有する代表者が特定有害廃棄物等の貨物の受領について記入し署名を行うための欄である。処分者は、バーゼル条約等の国際的取決めに基づき、当該署名入りの移動書類の写しを輸出者及び輸出国等の権限のある当局に遅滞なく送付しなければならない(※)。我が国当局(環境省)に対する連絡は、第 19 欄に記載されている FAX 番号もしくは電子メールアドレス宛てに、署名入りの移動書類の写しを送付することとしている。輸出者は、上記手続きを遵守するように処分者に求めること。なお、移動書類の原本は処分又は回収施設が保有することになる。
- ※ OECD 加盟国向けの輸出の場合は、貨物を受領してから3営業日以内に、輸出国、輸入国及び通過国の権限ある当局宛に送付しなければならないこととされている。
- 第 19 欄: 処分者が、特定有害廃棄物等の処分の完了を証明するために記入する欄。OECD 加盟国向けの輸出の場合、処分者は、署名入り移動書類の写しを添付した処分が完了した旨を証する書類を、輸出者及び輸出国の権限のある当局(環境省)に送付することとされている。また、この送付は、処分又は回収完了後速やかに、遅くとも 30 日を超えることなく、かつ、特定有害廃棄物等を受領後1暦年以内に行うこととされている。輸出者は、上記手続きを遵守するように処分者に求めること。
- 第20、21及び22欄:本欄は空欄にしておくこと。